

第4章 国際コンテナ戦略港湾政策の実施状況と評価

4. 評価の視点、評価手法

国際コンテナ戦略港湾政策としてこれまで実施してきた「集貨」、「創貨」、「競争力強化」に関する施策の実施状況及び効果を評価の視点とする。

国際コンテナ戦略港湾への「集貨」

- ・国際コンテナ戦略港湾フィーダー機能強化事業の実施状況及び効果の検討
- ・国際戦略港湾競争力強化対策事業の実施状況及び効果の検討



国際コンテナ戦略港湾背後への産業集積による「創貨」

- ・物流施設の整備の実施状況及び効果の検討



国際コンテナ戦略港湾の「競争力強化」

- ・大水深コンテナターミナルの機能強化の実施状況及び効果の検討
- ・港湾運営会社制度の実施状況及び効果の検討



評価手法

上記の評価の視点を踏まえ、過去の統計データ等を活用して、国際コンテナ戦略港湾政策として実施した「集貨」、「創貨」、「競争力強化」の各種施策の進捗、施策の効果について評価する。

4. 事業内容・事業主体

国際コンテナ戦略港湾への「集貨」

○フィーダー機能強化事業

■事業主体

- ・内航船社、鉄道会社(事業実施主体)
- ・国(委託事業)

○国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社に対する集貨支援

■事業主体

- ・港湾運営会社(事業実施主体)
- ・国(補助金交付)

国際コンテナ戦略港湾背後への産業集積による「創貨」

○国際コンテナ戦略港湾背後に立地する物流施設の整備に対する支援

■事業主体

- ・物流事業者(事業実施主体)
- ・国・港湾管理者(無利子貸付)

国際コンテナ戦略港湾の「競争力強化」

○コンテナ船の大型化や取扱貨物量の増大等に対応するための、大水深コンテナターミナルの機能強化

■事業主体

- ・国・港湾管理者

○国際コンテナ戦略港湾のコスト削減、利便性向上のための取組の推進

■事業主体

- ・国・港湾管理者・民間事業者

○国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社に対する出資

■事業主体

- ・国(出資主体)
- ・港湾運営会社(出資客体)

政策レビューの対象範囲

○平成22年8月に京浜港・阪神港を国際コンテナ戦略港湾選定以降、国際コンテナ戦略港湾政策として実施した「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策を対象とする。

4. 国際コンテナ戦略港湾政策の実施状況(総括表)

| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | |
|-------|---------------------------|---------------------------------|---|--------|--|---|--------------|--|
| | | | 港湾運営会社制度等を盛り込んだ 港湾法の改正 【平成23年4月施行等】 | | 国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会 「最終とりまとめ」の策定 【平成26年1月】 | 港湾運営会社への国出資等を盛り込んだ 港湾法の改正 【平成26年7月施行】 | | |
| 集貨 | 国際コンテナ戦略港湾への新たな集貨 | 国際コンテナ戦略港湾（阪神港、京浜港）の選定【平成22年8月】 | 国際コンテナ戦略港湾フィーダー機能強化事業 | | | 国際戦略港湾競争力強化対策事業（集貨事業） | | |
| | 内航コンテナ船の競争力強化 | | | | | 国際コンテナ戦略港湾貨物積替機能強化実証事業 | | |
| | 鉄道・トラックによる国際海上コンテナ輸送の促進 | | 国際コンテナ戦略港湾フィーダー機能強化事業 | | | 国際戦略港湾競争力強化対策事業（集貨事業） | | |
| 創貨 | 戦略港湾背後用地への企業誘致に向けた支援措置の導入 | | | | | 国際コンテナ戦略港湾に立地する物流施設の整備に対する支援（無利子貸付） | | |
| 競争力強化 | 国際コンテナ戦略港湾のコスト削減 | | 高規格コンテナターミナルの整備および港湾運営会社への直接貸付け | | | | | |
| | ゲート前渋滞の緩和 | | 高規格コンテナターミナルの整備（コンテナ蔵置容量の拡大） | | | | | |
| | コンテナターミナルゲートオープン時間の拡大 | | | | | 国際戦略港湾競争力強化対策事業（渋滞対策事業） | | |
| | 高規格コンテナターミナルの整備 | | 高規格コンテナターミナルの整備 | | | | | |
| | 統合する港湾運営会社の体制のあり方 | | | | | 港湾運営会社への国出資 | | |
| | 今後の広域的な港湾運営・管理のあり方 | | | | | 阪神港の港湾運営会社設立 | 京浜港の港湾運営会社設立 | |

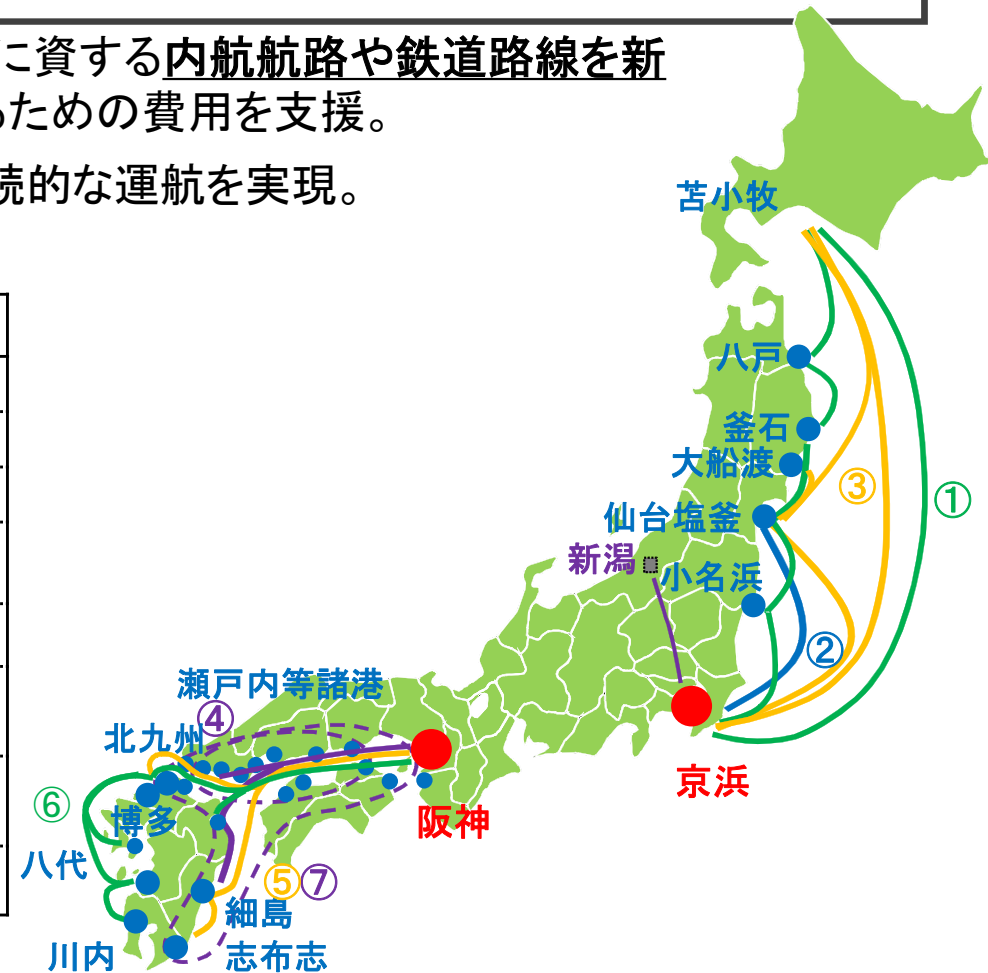
国際コンテナ戦略港湾フィーダー機能強化事業

地方港から欧米基幹航路への輸送において、釜山など東アジア主要港でトランシップされている貨物を、**国際コンテナ戦略港湾へのフィーダー輸送**へと転換するモデル事業を実施した。(平成23～25年度)

- 国際コンテナ戦略港湾へのフィーダー機能の抜本的な強化に資する内航航路や鉄道路線を新規に立ち上げて集貨を進めるに当たり、集貨リスクを軽減するための費用を支援。
- 25年度まで支援を行うことにより、26年度以降も自立的・持続的な運航を実現。

内航フィーダー航路・鉄道フィーダー路線

| | 航路 | 支援年度 | 事業者 |
|----|--------------------------------|------|------------------|
| ① | 京浜～(東北諸港)八戸・苫小牧 | H23～ | 井本商運(株) |
| ② | 京浜～仙台塩釜 | H23～ | 近海郵船物流(株) |
| ③ | 京浜～仙台塩釜・大船渡・苫小牧 | H23～ | 鈴与海運(株) |
| ④ | 阪神～水島・岩国・徳山下松等 | H23～ | 西日本内航フィーダー合同会社 |
| ⑤ | 阪神～細島・志布志・北九州・博多 | H24～ | 鈴与海運(株) |
| ⑥ | 阪神～(福山)～(大分)・博多・(長崎)・北九州・八代・川内 | H24～ | 井本商運(株) |
| ⑦ | 阪神～(徳山下松)～博多・大分・細島・志布志 | H24～ | 西日本内航フィーダー合同会社 |
| 鉄道 | 東京～新潟等 | H23～ | (株)JR貨物インターナショナル |



事業による成果

- 新規に7航路(内航)・1路線(鉄道)を立ち上げ
- 内航船社による国内最大級の内航フィーダー船の新造・投入
- 約8万TEU(平成25年度)を釜山港等トランシップから奪還

| 年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-------|---------|---------|---------|
| 転換貨物量 | 2.3万TEU | 5.9万TEU | 8.1万TEU |

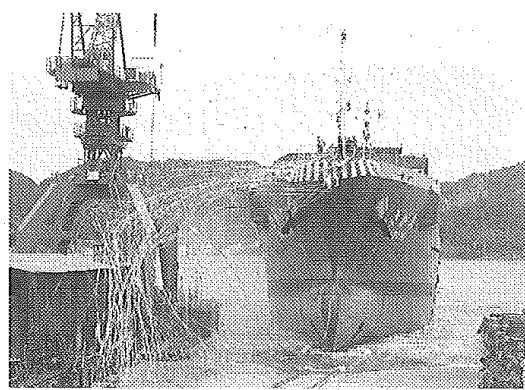
本事業実施における事業立ち上がり支援により、内航コンテナ船舶の新造・大型化や新たな航路開設が実現するなど、内航フィーダー船による集貨機能の強化が着実に図られている。

●大型船2,400G/T(404TEU積)“さがみ”について



新造コンテナ船「さがみ」が進水

井本船舶



【関西】井本商運（本社・神戸市中央区、井本隆之社長）のグループ会社、井本船舶は23日、広島県豊田郡大崎上島町の小池造船海運で建造中の

400TEU型コンテナ船「さがみ」の進水式を行った。写真は、同船は10月末に引き渡しを受け、井本商運が運航する京浜東北・苫小牧航路に投入される。

同船は、総トン数2400ト、積載重量3850ト、400TEU積みで、従来型内航コンテナ船の約2倍の輸送能力を誇る。甲板上に45トコンテナを積載することも可能。

可変ピッチプロペラにプロペラボスキャップフィン（PBCF）を装着して機関出力を常時効率化したほか、高度船舶安全管理システム（HAN ASSYS EXPELLER T）を搭載して主機タータをインターネット回線

を通じて24時間陸上監視し、整備費用と機員配置の削減を可能とした。国土交通省が国際コンテナ戦略港湾・京浜港の競争力強化のために推進する「内航フィーダー輸送機能強化事業」は2014年3月でいったん終了する予定だが、同社では「本格的な集荷体制を整え、輸出入フィーダー貨物と国内貨物の共同幹線輸送を可能とすることを目指し、わが国流通のさらなる省エネ化、低コスト化、多ルート化に寄与していく」としている。

<主要目>

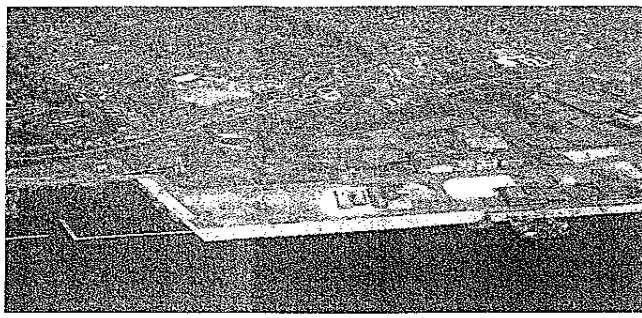
総トン数：2,446トン 重量トン数：3,850トン
 全長：110.70m 幅：17.40m 深さ：8.20/5.10m
 コンテナ積載数：404TEU 冷凍プラグ数：82口
 最大速力：14.5ノット

4-1. 戦略港湾への「集貨」の実施状況と評価
国際コンテナ戦略港湾フィーダー機能強化事業の成果

本事業実施における事業立ち上がり支援により、内航コンテナ船舶の新造・大型化や新たな航路開設が実現するなど、内航フィーダー船による集貨機能の強化が着実に図られている。

●大型船749G/T(209TEU積)“しんせと”
 について

大船渡港に定期航路復活



川崎汽船

内航ファイダーで寄港

川崎汽船は9月末から、内航船社の船隻と提携し内航ファイダーサービスによる岩手県・大船渡港への寄港を開始する。大船渡港では東日本大震災以降、定期コンテナ航路の寄港が無い状態が続いていたが、今回のサービス開始を機に京浜港経由で外資コンテナサービスが約2年半ぶりに復活することになる。川崎汽船と船与海運は、2011年7月から内航ファイダー輸送機能強化事業を活用して、京浜と仙台間で週2便の内航サービスを開始しており今回、このうち1便を延航する形で大船渡港への寄港を再開。同港での主要貨物である紙類や冷凍魚などのリープ・アップ貨物の取り扱い増を図っていく方針だ。

大船渡港は震災で大きな被害を受けたが、野々田地区国際コンテナターミナルをはじめ使用不能となった港湾施設は復旧が進んでいる。昨年11月に津波で被害を受けた自走式ハーバークレーンの復旧が完了。さらに今年11月に、CY荷役用のリーチスタッカー1基が導入され、岸壁復旧工事も完了するなどコンテナ船の入港が可能な状態となった。ただ、震災前まで韓国船社の興亜海運が韓国・中国航路で週1便寄港していた外資コンテナサービスは休止状態が続いており、現在は定期コンテナ航路が寄港していない。震災前の2010年のコンテナ取扱量は輸出入・空コンテナ合計で2874TEUだった。

今回の内航ファイダーサービスでの寄港開始は、自治体のほか白金運輸など地元物流企業による熱心な誘致活動を背景に実現した。また、もともと仙台・大船渡が片道約7時間と比較的近距離で、さらに船与海運が投入船大型化やスクワッド見直しを行ったことで延航の余裕が生まれたこともポイントとなり、9月末からの寄港が可能となった。寄港ローテーションは、

京浜(月)ー仙台(水)ー大船渡(土)ー仙台(日)ー京浜で、9月28日から大船渡への寄港を開始する予定だ。京浜港で川崎汽船が運航する外資コンテナサービスに積み替え、中国や東南アジア、欧米向けサービスとの接続が可能となる。

大船渡港では震災後、CY管理者が不在の状況になっていたが現在、地元港運の東北汽船港運が新たに指定を受けるべく対応を進めている。震災前までは本船荷役のみを担当していたが、今後は管理者としてゲート管理やヤード荷役などターミナル全般を管理することになる。

大船渡港の主なコンテナ貨物品目は、輸出が紙類やプラスチック類、冷凍魚など。輸入が鉄類や肥料、コークスなどで、震災前までの実績では輸入ベースで輸出と輸入の比率は2:1で推移していた。川崎汽船としても震災後、復興支援の一環として大船渡港に2013型リープアップコンテナ

5本を無償提供したこともあり、リープアップ貨物の取り込みにも力を入れていきたい考えだ。

京浜ー仙台ファイダー航路は、川崎汽船専用船受のサービスとして船与海運が11年7月から運航しているもの。当時、震災で東北地方の外航コンテナ航路の多くが休止に追い込まれる中、東北港湾への輸送ルートを活かせるべく港運関係者の協力も得て実現しており、週によつてはスペース不足のため船与海運運航の他船のスペースを活用することもあったという。またこのサービスは、国際コンテナ戦略港湾の一環として国が実施する内航ファイダー輸送機能強化事業による助成を受けている。今年度が助成の最終年となり、おり、それまでの間に事業として定着させることが課題となっていたが、集荷が好調なことと船与海運のコスト削減努力などもあって軌道に乗っている。助成が終了する来年度以降も、サービス提供を継続していく方針とこ。

<主要目>

| | | |
|---------|---------|-----|
| 総トン数 | : 749 | トン |
| 重量トン数 | : 1,800 | トン |
| 全長 | : 95.77 | m |
| 幅 | : 14.00 | m |
| 深さ | : 6.85 | m |
| コンテナ積載数 | : 209 | TEU |
| 冷凍プラグ数 | : 50 | 口 |
| 最大速力 | : 14.5 | ノット |

国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社に対する集貨支援

国際コンテナ戦略港湾における基幹航路の維持・拡大を図るため、経営統合した港湾運営会社の集貨事業等の経費の一部を補助する「**国際戦略港湾競争力強化対策事業**」を実施。

事業スキーム

国

補助
(事業費の1/2)

港湾運営会社

補助対象事業

- 基幹航路維持・拡大に資する集貨事業
- 渋滞対策に資する事業

事業対象者

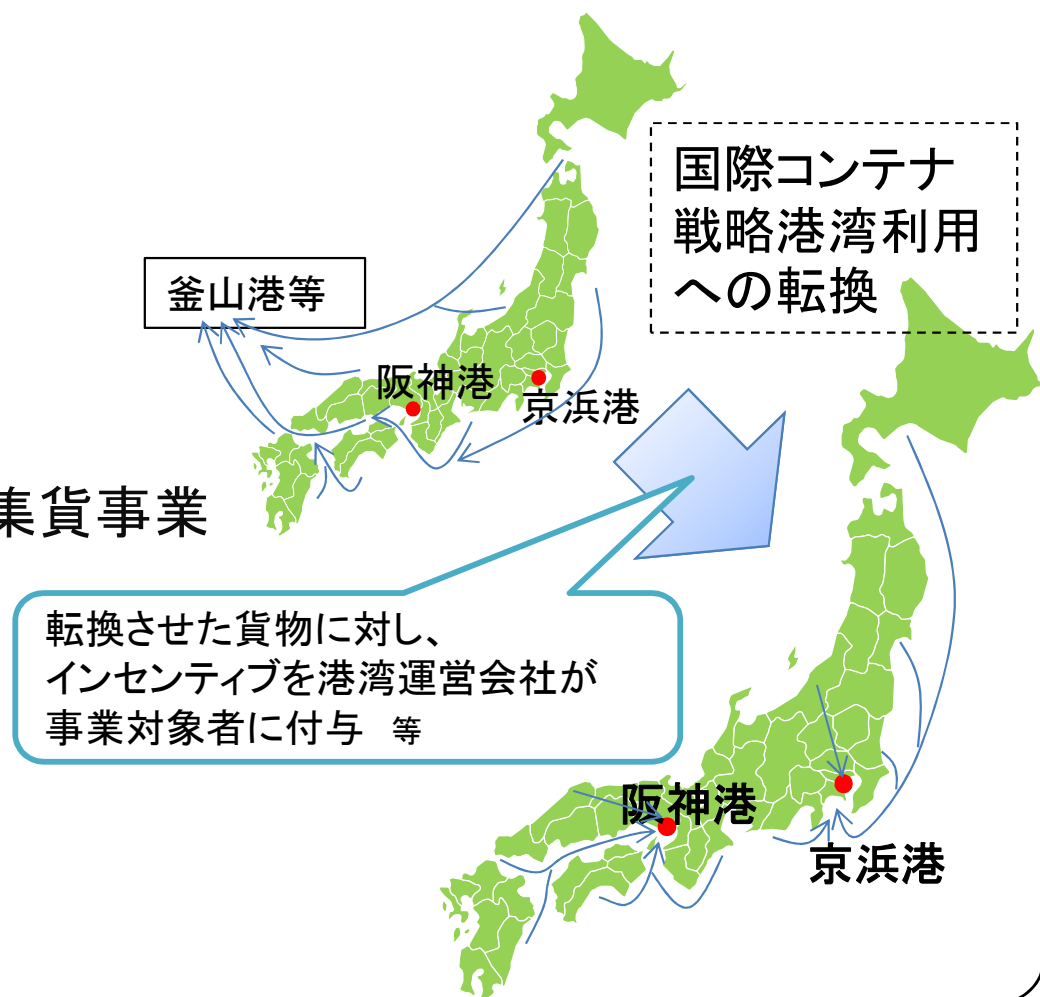
外航船社

内航船社

荷主

等

集貨事業イメージ



国際コンテナ戦略への集貨に向けた全国の荷主への働きかけ

国際コンテナ戦略港湾（京浜港・阪神港）への集貨を図るため、国、港湾管理者、港湾運営会社が協力し、オールジャパンの体制で、日本全国の荷主への働きかけを強力に進めている。

個別の荷主への訪問

全国の地方整備局において、直接職員が各地域の個別荷主を訪問し、国際コンテナ戦略港湾政策の理解醸成、京浜港・阪神港への集貨協力依頼、サービス向上等に向けた意見聴取等を実施。

➡ **平成26年度実績：197社訪問**

荷主説明会・意見交換会の開催

京浜港・阪神港への集貨を目的として、地方整備局が中心となり、荷主等を集めた説明会を開催。

➡ **平成26年度実績：26回開催**

荷主意見交換会の一例

物流効率化に関する荷主意見交換会（平成26年11月、横浜市）

荷主企業10社が参加（参加企業例：(株)クボタ、(株)小松製作所、(株)東芝等）



荷主意見交換会の模様（平成26年11月、横浜市）

港湾運営会社による具体的な集貨事業の実施

平成26年10月に設立された阪神国際港湾株式会社が、国が実施する国際戦略港湾競争力強化対策事業（会社が実施する集貨事業に対して国が1/2を補助する制度）も活用しつつ、個別の荷主を訪問し、阪神港への集貨事業を実施。

➡ **平成26年度実績**
約800社訪問
約80社と契約

4-1. 戦略港湾への「集貨」の実施状況と評価

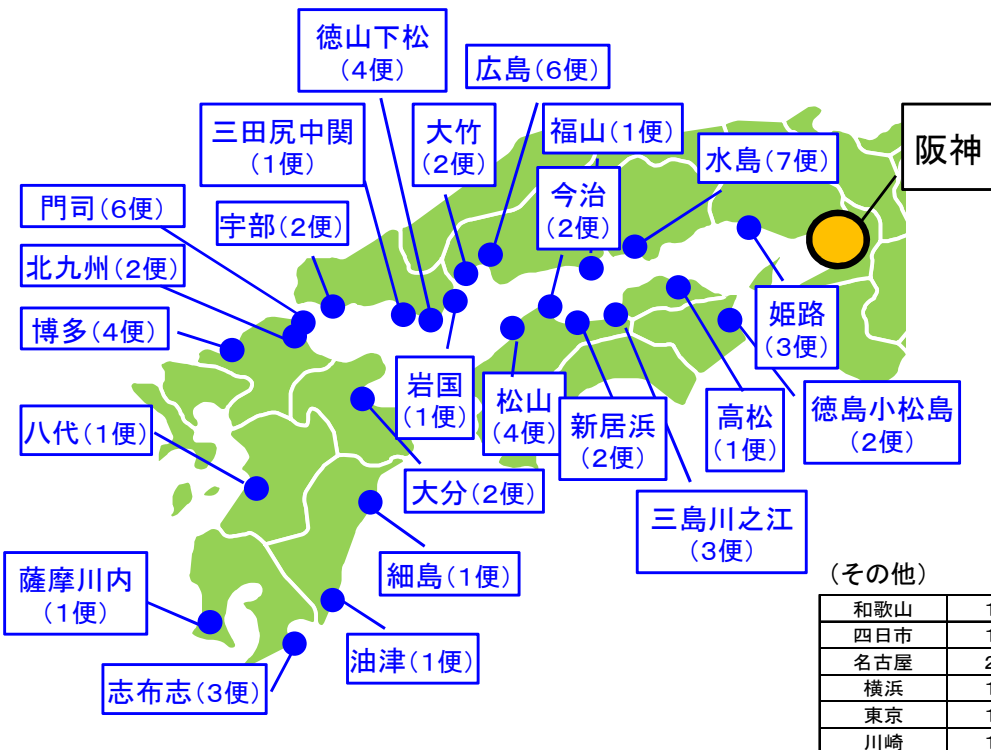
国際戦略港湾競争力強化対策事業による国際フィーダー網の拡大

昨年度から実施されている「国際戦略港湾競争力強化対策事業」を活用することにより、西日本諸港における国際フィーダー航路の寄港便数が26便／週増加。

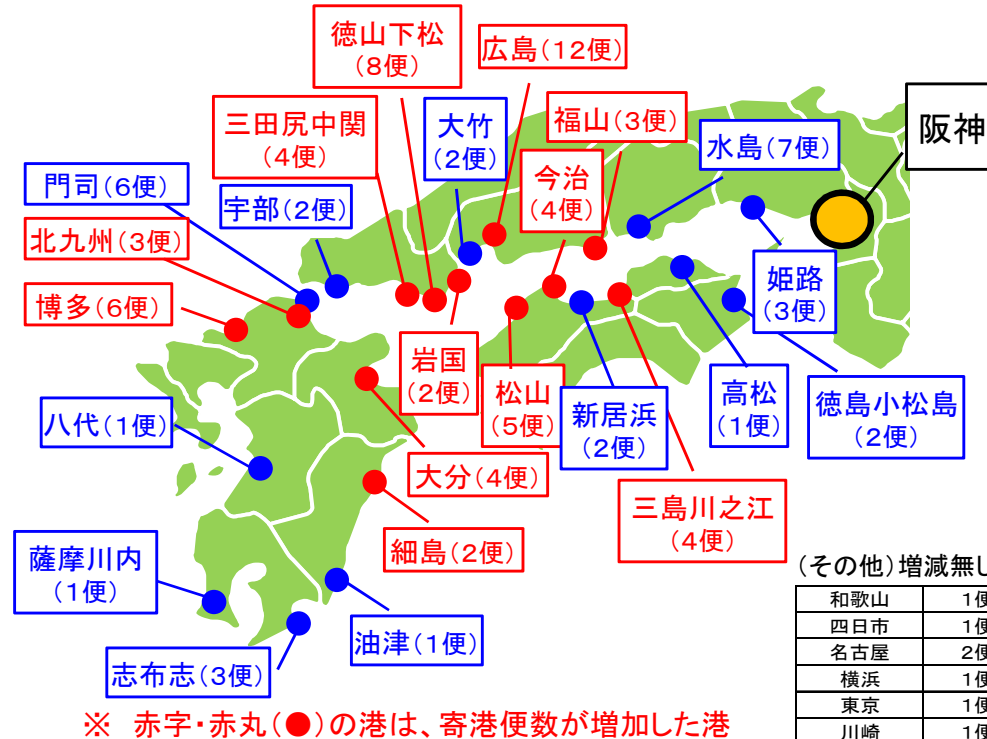
※ 国際戦略港湾競争力強化対策事業：国際コンテナ戦略港湾における基幹航路の維持・拡大を図るため、経営統合した港湾運営会社の集貨事業等の経費の一部を補助する事業

事業実施前(2014.4)

事業実施後(2015.3)



寄港便数: 68便／週



寄港便数: 94便／週

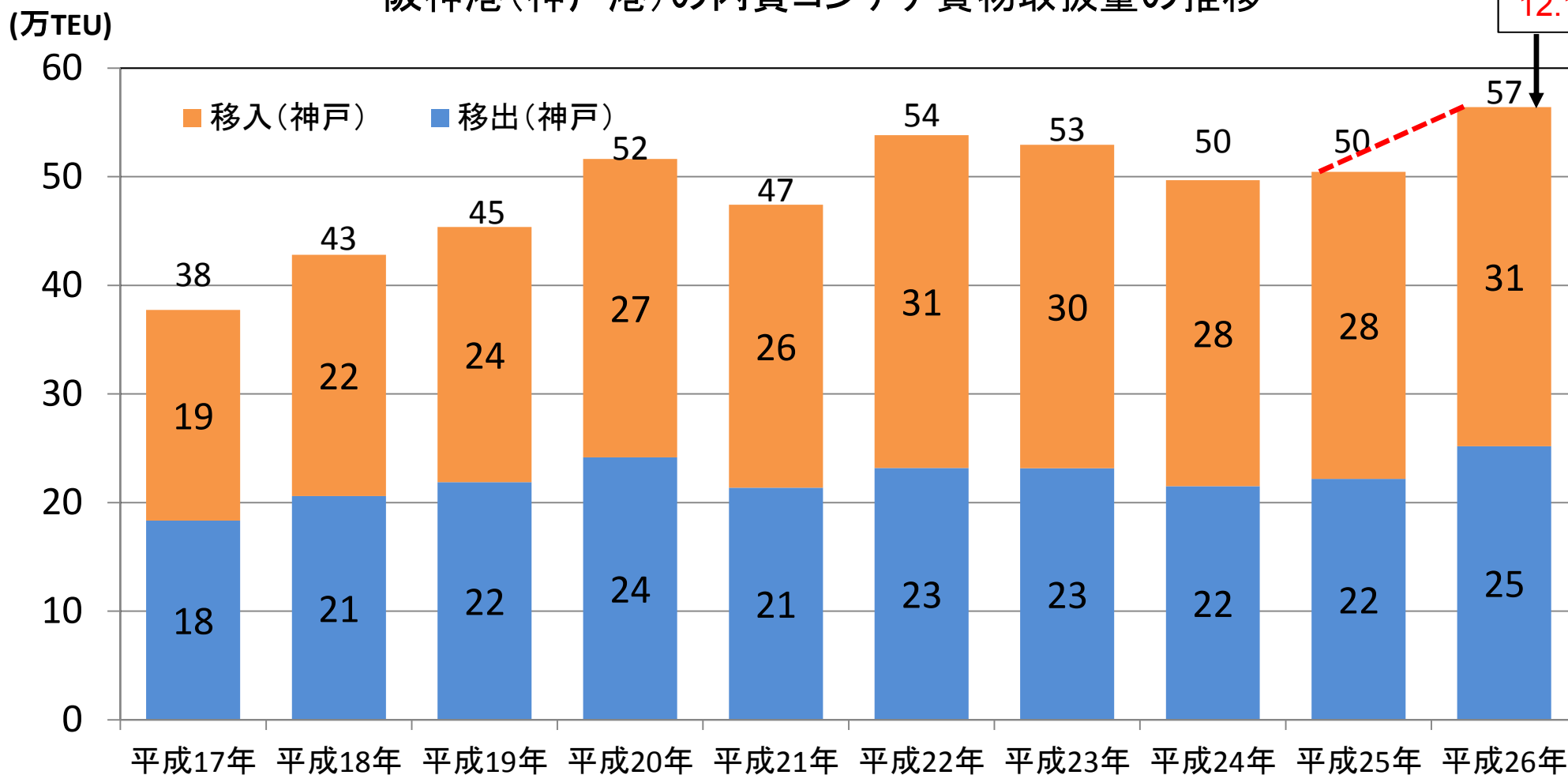
※ 赤字・赤丸(●)の港は、寄港便数が増加した港

26便／週の増加
(約40%増)

阪神港(神戸港)における内貿コンテナ貨物取扱量の推移

「国際戦略港湾競争力強化対策事業」の実施により、阪神港への貨物集約が進められた結果、阪神港(神戸港)の平成26年の内貿コンテナ貨物取扱量が対前年比12.1%増の約57万TEUとなり過去最高を記録。

阪神港(神戸港)の内貿コンテナ貨物取扱量の推移



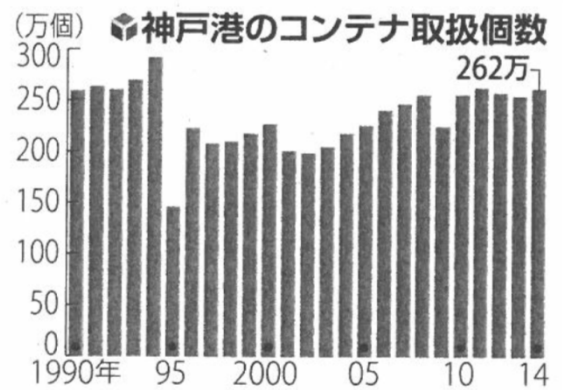
神戸港コンテナ復活兆し

神戸市は、2014年の神戸港のコンテナ取扱量が3年ぶりに前年を上回り、262万個(2013年コンテナ換算)となったと発表した。阪神大震災が起きた1995年以降では、最も多かった2011年に次ぐ取扱量。市みなと総局は「神戸港に貨物を集めるための取り組みが浸透してきた。今後も船会社や荷主に神戸を選んでもらえるような仕組みを考えたい」と手応えを感じている。(畑中俊)

取扱量は11年に震災以降最多の263万個に達したものの、以降は2年連続で減少していた。14年は、国内の港間を輸送されるコンテナ「内貿」が前年比12・1%増の57万個と過去最高を記録。全体で、前年比2・5%増加した。輸出入されたコンテナ「外貿」は同0・1%増の205万個

1976、77年には連続世界第2位だったが、震災で港湾施設が多大な被害を受け、貨物の多くを韓国・釜山港などに奪われた。危機感を持った国は2010年、神戸、大阪両港を「阪神港」として「国際コンテナ戦略港湾」に指定。集中投資で港の集荷力を高めることにした。神戸、大阪両港の埠頭会社が統合して発足した「阪神国際港湾」も、14年10月に阪神港を利用する荷

昨年取扱量262万個 3年ぶり増



大震災後2番目 国や市の支援浸透

主や船会社への支援制度を新設した。市も11、13年度、国内の港を中継する「内航フィーダー(支線)業者」に補助金を支給。西日本の港から神戸に荷物が集まるよう後押しした。ある内航コンテナ輸送業者は「補助の充実でコスト競争力を高めることができ、新たな船の建造などに資金を回せるようになった。今後国際航路の維持・拡大が欠かせない」とする。市が掲げるコンテナ取扱量の年間目標は震災前の水準の290万個。みなと総局振興課は「今後円安が定着すれば、メーカーの生産拠点の国内回帰が進むのではないかと。輸出港・神戸にとってもプラスになるだろう」と期待している。

読売新聞(地方版) 平成27年5月1日(金) 29面

瀬戸内・九州の集荷強化

■ 郵船、内航利用でT・T短縮

日本郵船は内航コンテナサービスを利用し、瀬戸内・九州地区での集荷を強めていく方針だ。同社は今春、西日本地方港サービスの再編を実施。台湾発着では愛媛オーシャンライン（Iライン）の単独運航サービスからスペースを借り受け、それ以外の地域では井本商運と提携し、内航サービスを利用する体制に切り替えた。西日本地方港から台湾への直航便を残しつつも、その他の地域については内航を利用し、神戸港で郵船のグローバルネットワークに接続する。これにより従来と比べてリードタイムが短縮され、利便性が高まる。NYKコンテナラインは、「改編後、西日本からの引き合いは増えつつある。特にタイ、ホーチミン、マニラ向けの集荷を強化していきたい」としている。

郵船はこれまで、瀬戸内・九州航路「ITX」をIラインと共同運航で提供していた。西日本地方港と台湾間の輸送、および台湾から先のアジア諸国、北米・欧州向けなどについては、高雄接続でニーズにできていた。しかし3月に同サービスを休止。4月からはIラ

インの単独運航サービスに切り替わり、郵船がスペースを借り受け「K SX」としてサービス提供を始めている。寄港地・ローテーションは、那覇（土・日）／志布志（月）／門司（火）／三田尻中関（火）／松山（水）／広島（水）／志布志（木・金）／那覇（土）／基隆（日・月）／高雄（月・木）／基隆（金）／那覇。「K SX」では瀬戸内・九州と台湾との間のローカル貨物の輸送で利用している。



地方港サービスを強化している

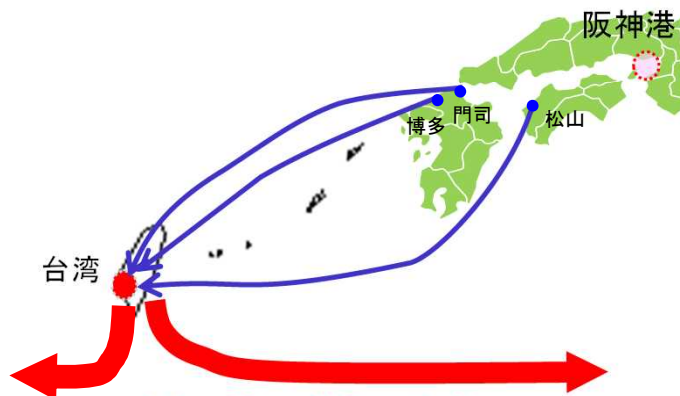
台湾以外に関しては、内航サービスを積極的に活用している。4月に井本商運と提携し、博多、門司、松山の3港から神戸まで週2便の定期便を開始。毎週安定的なスペースを確保した。輸出のみならず輸

入の需要にも応えていく。またその他の地域についてもニーズに応じて井本商運のネットワークを活用することで、柔軟に対応していく。

NYKコンテナラインは、「郵船のサービスはアジア域内航路を中心に、神戸が日本側のラストポートになるものが多い。そのためアジアについては輸出のリードタイムが大幅に短縮される。その他の北米・欧州向けなどについても利便性が高まる」としている。

阪神港への集貨強化(リードタイム短縮・利便性向上)

これまで



台湾で積み替えて欧米へ

今後



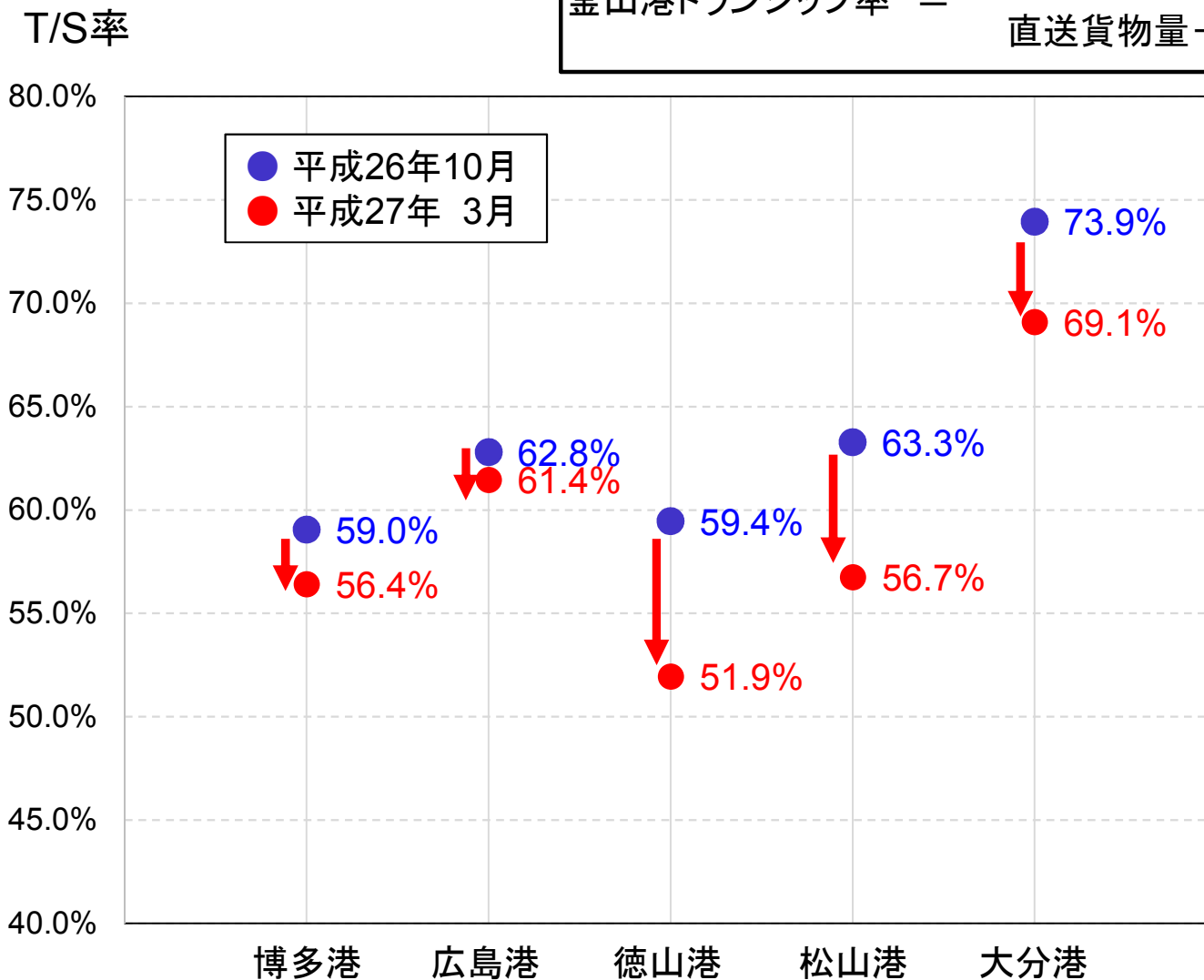
阪神港で積み替えて欧米へ

4-1. 戦略港湾への「集貨」の実施状況と評価

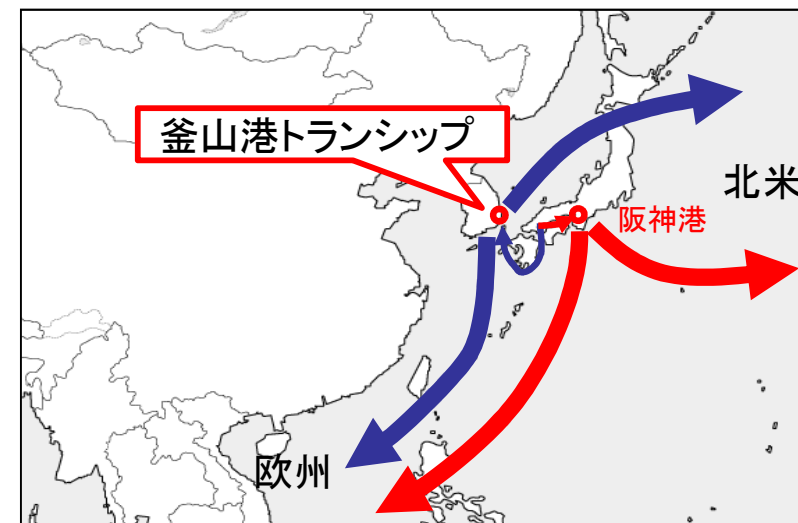
西日本主要港発着貨物の釜山港トランシップ率の減少

「国際戦略港湾競争力強化対策事業」の実施により西日本の主要地方港発着の貨物が阪神港に集約された結果、釜山港トランシップ率が減少（平成26年10月～平成27年3月）。

$$\text{釜山港トランシップ率} = \frac{\text{釜山港での積替貨物量}}{\text{直送貨物量} + \text{積替貨物量}}$$



釜山港トランシップのイメージ



出典：BPA-NETデータをもとに国土交通省港湾局港湾経済課作成

4-1. 戦略港湾への「集貨」の実施状況と評価
釜山港トランシップ貨物の減少(関連記事)

- 阪神国際港湾株式会社が「国際戦略港湾競争力強化対策事業」を活用することにより、平成26年度中に、10万TEU以上の貨物を阪神港に集約
- 阪神港への集約等の結果、釜山港における2015年上期の対日コンテナ取扱数のうち、トランシップ貨物が前年同期比約4%減少するなど効果を発揮(釜山港湾公社発表)

日本海事新聞 平成27年8月5日(水)

韓国の釜山港湾公社(BPA)のまとめによると、2015年上半期(1-6月)の対日コンテナ取扱個数は、前年同期と比べ6%減の135万1000TEUだった。日韓ローカル(輸出入)が8%減、トランシップ(T/S)が4%減と、輸出入、T/Sともに減少。円安による貿易量の減少などが響いた。港別取扱量は、前年同期にトップだった大阪が3位に後退し、3位だった博多が首位に浮上した。

15年上半期の取り扱実績の内訳は、輸出入が8%減の63万1000TEU、T/Sが4%減の72万TEU。上位10港のうちT/S貨物が増えたのは4港。名古屋が16%増と最も割合が高く、清水が9%増、横浜、神戸の両港はそれぞれ1%増だった。一方、減少したのは6港で、大阪で21%減、博多で11%減などとなった。

輸出は多くは減った。釜山港全体の貨物量は

輸出は多くは減った。釜山港全体の貨物量は

釜山港
 1-6月 対日コンテナ6%減
 135万TEU 円安でローカル・T/S減

5%増の968万TEUで、日本が占める割合は14%。釜山港のT/Sは7%増の500万TEUで、こちらも日本のシェアは14%と、ともに前年同期と比べ1割の減少だった。

釜山港と日本の各港間の15年上半期コンテナ取扱量

| | 合計 | 輸出入 | T/S | 前年同期比 | | |
|-----|-----------|---------|---------|--------|--------|--------|
| | | | | 合計 | 輸出入 | T/S |
| 計 | 1,350,765 | 630,717 | 720,049 | ▲ 5.9 | ▲ 8.1 | ▲ 3.9 |
| 博多 | 115,474 | 47,791 | 67,684 | ▲ 11.0 | ▲ 11.4 | ▲ 10.8 |
| 東京 | 106,397 | 72,747 | 33,650 | ▲ 16.6 | ▲ 20.3 | ▲ 7.4 |
| 大阪 | 105,199 | 70,109 | 35,090 | ▲ 19.3 | ▲ 18.4 | ▲ 20.9 |
| 横浜 | 96,701 | 45,499 | 51,202 | ▲ 1.6 | ▲ 4.6 | 1.3 |
| 名古屋 | 89,148 | 41,522 | 47,626 | 3.2 | ▲ 8.5 | 16.0 |
| 神戸 | 78,558 | 38,135 | 40,423 | 7.9 | 15.8 | -1.3 |
| 苫小牧 | 76,453 | 26,512 | 49,941 | ▲ 15.1 | ▲ 25.0 | ▲ 8.7 |
| 新潟 | 49,932 | 15,680 | 34,252 | ▲ 7.2 | ▲ 16.3 | ▲ 2.3 |
| 門司 | 43,182 | 21,685 | 21,497 | ▲ 10.4 | ▲ 12.7 | ▲ 8.1 |
| 清水 | 37,536 | 19,727 | 17,809 | 11.7 | 14.2 | 9.1 |
| その他 | 552,186 | 231,310 | 320,876 | ▲ 2.3 | ▲ 0.9 | ▲ 3.3 |

単位：TEU、%。▲はマイナス

4-1. 戦略港湾への「集貨」の実施状況と評価

アライアンスによる欧州航路の削減

G6、2M等の各アライアンスが本年秋以降に欧州航路を続々と休止・減便する中、国際コンテナ戦略港湾への貨物の集約が行われたこと等により、日本を寄港地を含む欧州基幹航路は便数を維持。

【G6アライアンス】

| 航路名 | 寄港地 | 本年秋以降の再編状況 |
|--------|---|--------------------|
| Loop 1 | 神戸→名古屋→清水→東京→香港→カイメップ→シンガポール→ジェッタ→ロッテルダム→ハンブルグ→サウサンプトン→ルアーブル→シンガポール→香港→神戸→ | 変更なし |
| Loop 4 | 寧波→上海→塩田→シンガポール→ポートサイド→ルアーブル→サウザンプトン→ハンブルグ→ロッテルダム→ポートサイド→ジェッタ→シンガポール→香港→寧波→ | 第42週(10月16日寧波発)を欠便 |
| Loop 5 | 光陽→釜山→上海→寧波→塩田→シンガポール→ロッテルダム→ハンブルグ→サウザンプトン→シンガポール→光陽→ | 第43週(10月23日光陽発)を欠便 |
| Loop 6 | 福州→高雄→廈門→南沙→蛇口→香港→シンガポール→コロombo→サウザンプトン→アントワープ→ハンブルグ→ロッテルダム→ジュベル・アリ→蛇口→福州→ | 第37週(10月1日高雄発)を欠便 |
| Loop 7 | 青島→上海→香港→塩田→シンガポール→ロッテルダム→ハンブルグ→グダンスク→ヨーテボリ→アントワープ→サウザンプトン→シンガポール→塩田→青島→ | 第41週(10月5日青島発)を欠便 |

【2M】

| 航路名 | 寄港地 | 本年秋以降の再編状況 |
|------|---|---------------------|
| AE1 | 神戸→名古屋→横浜→寧波→上海→香港→塩田→タンジュンペラパス→コロombo→フェリックストウ→ロッテルダム→ハンブルグ→ブレーメルハーフェン→ロッテルダム→ルアーブル→コロombo→タンジュンペラパス→シンガポール→香港→塩田→神戸→ | 変更なし |
| AE5 | 大連→釜山→青島→寧波→上海→廈門→塩田→タンジュンペラパス→アルヘシラス→ロッテルダム→ブレーメルハーフェン→ヴィルヘルムスハーフェン→ロッテルダム→フェリックストウ→タンジエ→アルヘシラス→タンジュンペラパス→塩田→上海→大連→ | 変更なし |
| AE6 | PSW→寧波→上海→廈門→赤湾→南沙→塩田→タンジュンペラパス→シーネス→ルアーブル→ブレーメルハーフェン→ハンブルグ→ロッテルダム→アントワープ→フェリックストウ→ルアーブル→ジョイアタウロ→サララ→タンジュンペラパス→赤湾→香港→塩田→廈門→PSW→ | 変更なし |
| AE9 | 寧波→上海→塩田→赤湾→タンジュンペラパス→バルセロナ→タンジエ→サウザンプトン→ルアーブル→アントワープ→フェリックストウ→タンジエ→赤湾→寧波→ | 9月14日付けで休止 季節運航へ |
| AE10 | 釜山→光陽→上海→寧波→塩田→タンジュンペラパス→フェリックストウ→ブレーメルハーフェン→グダンスク→オーフス→ブレーメルハーフェン→グダンスク→オーフス→ブレーメルハーフェン→ロッテルダム→シンガポール→塩田→香港→釜山→ | 変更なし |

4-1. 戦略港湾への「集貨」の実施状況と評価 集貨事業に係る関係者の評価(関連記事)

集貨事業の実施にあたり、国・港湾管理者・港湾運営会社のオールジャパンの体制で取り組んだことで、関係業界から「一部の船社が近海と国内港から貨物を集め、ハブとしての阪神港利用を具体化した」と前向きな評価がなされた。

海事プレス 平成27年6月11日(木)

副会長に藤岡・後藤・溝江氏

■ 日本港運協会、新任3人を承認

日本港運協会(久保昌三会長)は10日、都内のホテルで第53回通常総会を開催し、2015年度の事業計画、収支予算案など全議案を承認した。役員人事では久保会長および6人の副会長を再任するとともに、新たに三井倉庫の藤岡圭社長、伊勢湾海運の後藤正三社長、辰巳商会の溝江輝美社長の3人を副会長に選任した。副会長を務めていた三井倉庫の田村和男会長、東京国際埠頭の中山正男会長、門司港運の野畑昭彦社長は退任した。理事長には鈴木実氏に代わり、港湾近代化促進協議会代表理事・理事長の黒田晃敏氏が就任した。

総会後は日本港運協会、日本港湾福利厚生協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、日本港運振興株式会社の港運関係4団体・会社が懇親会を開いた。

冒頭あいさつに立った久保会長は国際コンテナ戦略港湾政策の各施策に触れ、集貨に関して「昨年度、国土交通省の全国の地方整備局職員が197社の荷主を個別訪問し、説明会・意見交換会を26回開催したほか、阪神港の集貨事業説明会も大阪・神戸・東京で開催さ

れた。こうした国、港湾管理者、港湾運営会社が協力するオールジャパンの取り組みが奏功し、一部の船社が近海と国内港から貨物を集め、ハブとしての阪神港利用を具体化した」と指摘した。



久保会長

創貨についても「一部メーカーが港湾への進出を決定したほか、国の制度を活用した物流拠点の整備も進んでいる」と述べ、政策が着実に進展しているとした。そのうえで「港が少しずつ変わろうとしている。この小さな変化は、大きな変革への期待を抱かせる。日本港運協会も、われわれの職場である港湾の繁栄のために全面的に支援していく」と語った。

また業界のさらなる飛躍・発展に向けた重点施策として、海外進出と労使協調の2つを挙げた。海外進出に関しては「元請・専門を問わず、将来的に港湾運送事業者の海外展開を図るうえで円滑な仕組みをつくる必要がある」と指摘。労使の協調については「労働組合の弱い韓国



太田国交相

は2次・3次の下請け企業が日常的に倒産を繰り返す一方、米国西岸、豪州のように強過ぎる組合は、経済の停滞と企業の衰退を招いている」としたうえで、「日本の港湾がいかにあるべきか、世界を見据えた長期的な展望に立脚した港湾労使関係を築く必要がある」と述べた。

続いてあいさつした太田昭宏国土交通相は戦略港湾政策に触れ、「横浜港南本牧ふ頭で今年4月、水深18m岸壁がいよいよオープンしたことが何より嬉しい。阪神港、京浜港で集貨・創貨・競争力強化の各施策を具体的に前に進めていかなければならないと強く感じている。国が前面に出て一層努力していく」と話した。その後、青木一彦国土交通大臣政務官が乾杯の音頭をとった。

4-1. 戦略港湾への「集貨」の実施状況と評価 渋滞対策の実施による阪神港の「競争力強化」

阪神港において発生しているコンテナターミナルのゲート前渋滞を解消し、利便性向上・輸送コスト低減を通じた競争力強化を図るため、混雑時間帯に利用する海コンテラーを、非混雑時間帯である早朝及び昼休みに誘導処理する渋滞対策事業※を実施。本事業により、ゲート前渋滞長を大幅に削減。

※阪神国際港湾(株)への国補助事業(国際戦略港湾競争力強化対策事業)を活用し、早朝及び昼休み時間帯にINゲート処理を行う事業

【実施期間・ゲートオープン拡大時間】

<神戸港>平成26年12月22日～平成27年2月28日 早朝(7:30～8:30)<土日祝日は除く> 昼休み(11:30～13:00)<土日祝日は除く>

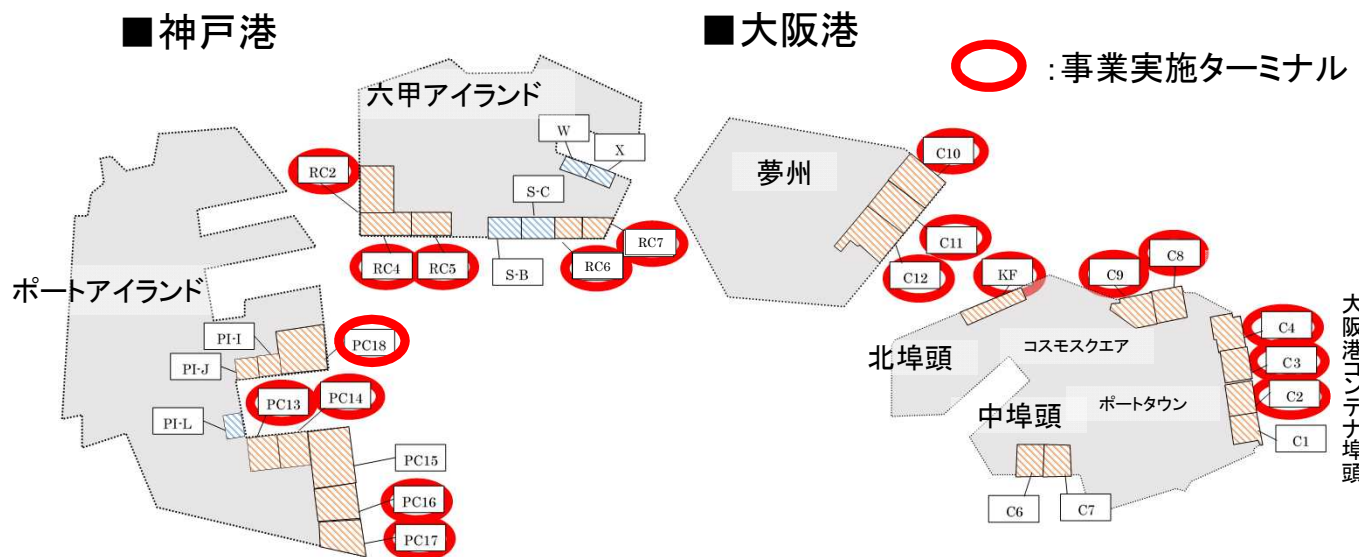
<大阪港>平成26年12月22日～平成27年1月31日 早朝(7:30～8:30)<日祝日は除く> 昼休み(11:30～13:00)<土日祝日は除く>

【事業箇所】

大阪港のC1,C6,C7を除く全てのコンテナターミナルで事業を実施。



阪神港(大阪港夢洲地区)における渋滞状況



【事業効果】ゲート前渋滞長を、早朝:最大延べ3.9km(平均延べ1.2km)、
昼休み:最大延べ10.1km(平均延べ4.3km)削減の効果を発揮。

渋滞による外部不経済を解消し、国際コンテナ戦略港湾(阪神港)の国際競争力を強化

国際コンテナ戦略港湾におけるコンテナ貨物需要の創出(創貨)

○国際コンテナ戦略港湾において、コンテナ貨物需要の創出に資する流通加工機能を備えた物流施設の埠頭近傍への誘致・集積により、ロジスティクス・ハブ機能の強化を図る。

国際コンテナ戦略港湾において、流通加工機能を備えた荷さばき施設(上屋)又は保管施設(倉庫)を整備する民間事業者に対する無利子貸付を行う。(特定用途港湾施設整備事業)

【対象施設】

国際コンテナ戦略港湾(京浜港、阪神港)の埠頭の近傍に立地する物流施設(上屋、倉庫)

【貸付比率】

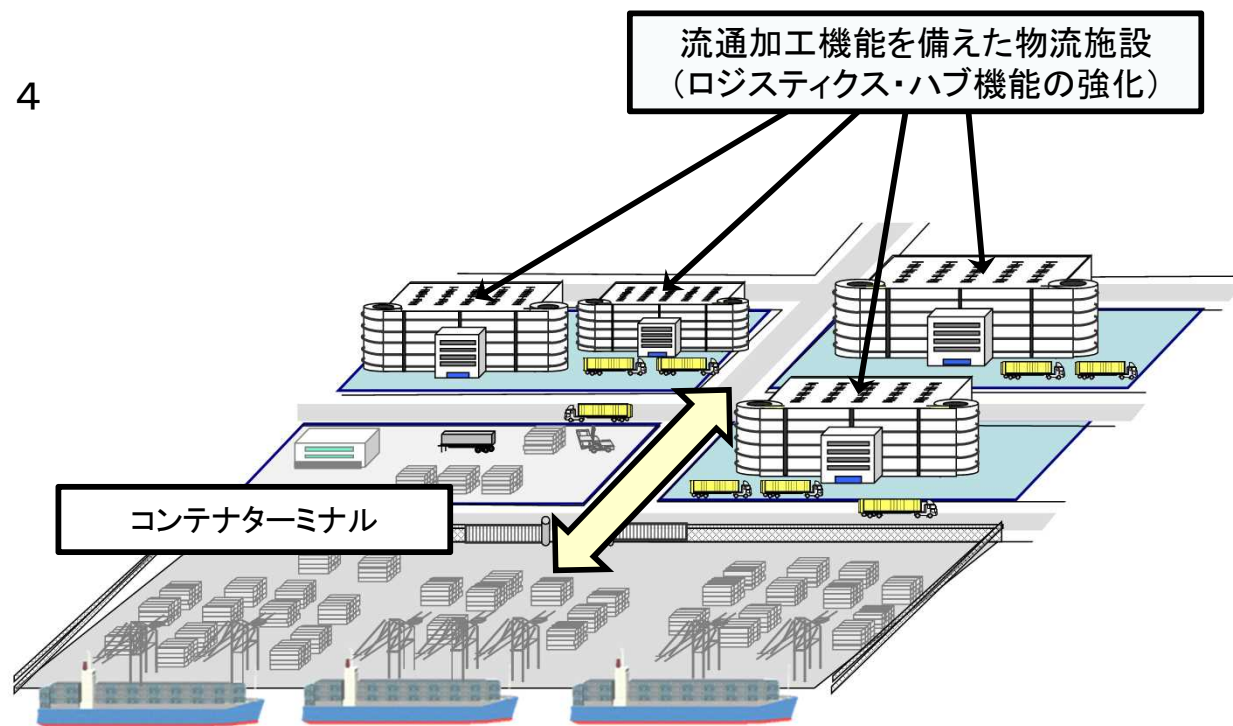
国 : 港湾管理者 : 民間事業者 = 3 : 3 : 4



流通加工機能を備えた物流施設



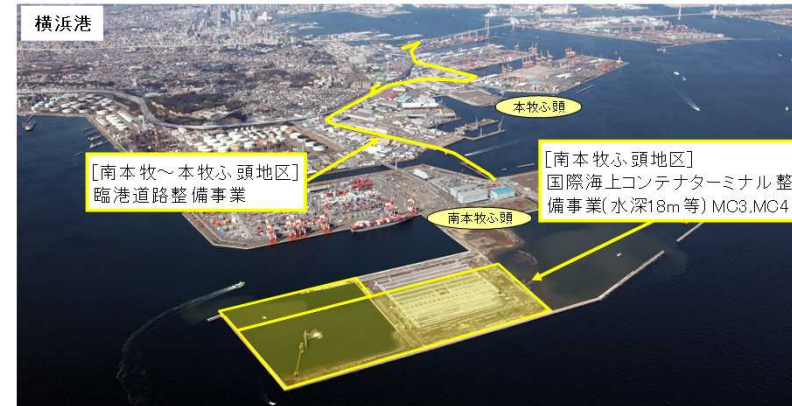
物流施設における流通加工(包装・梱包)状況



【国際コンテナ戦略港湾における創貨のイメージ】

国際コンテナ戦略港湾における高規格コンテナターミナルの整備を進め、2016年度までに現状5バースを12バースとする。

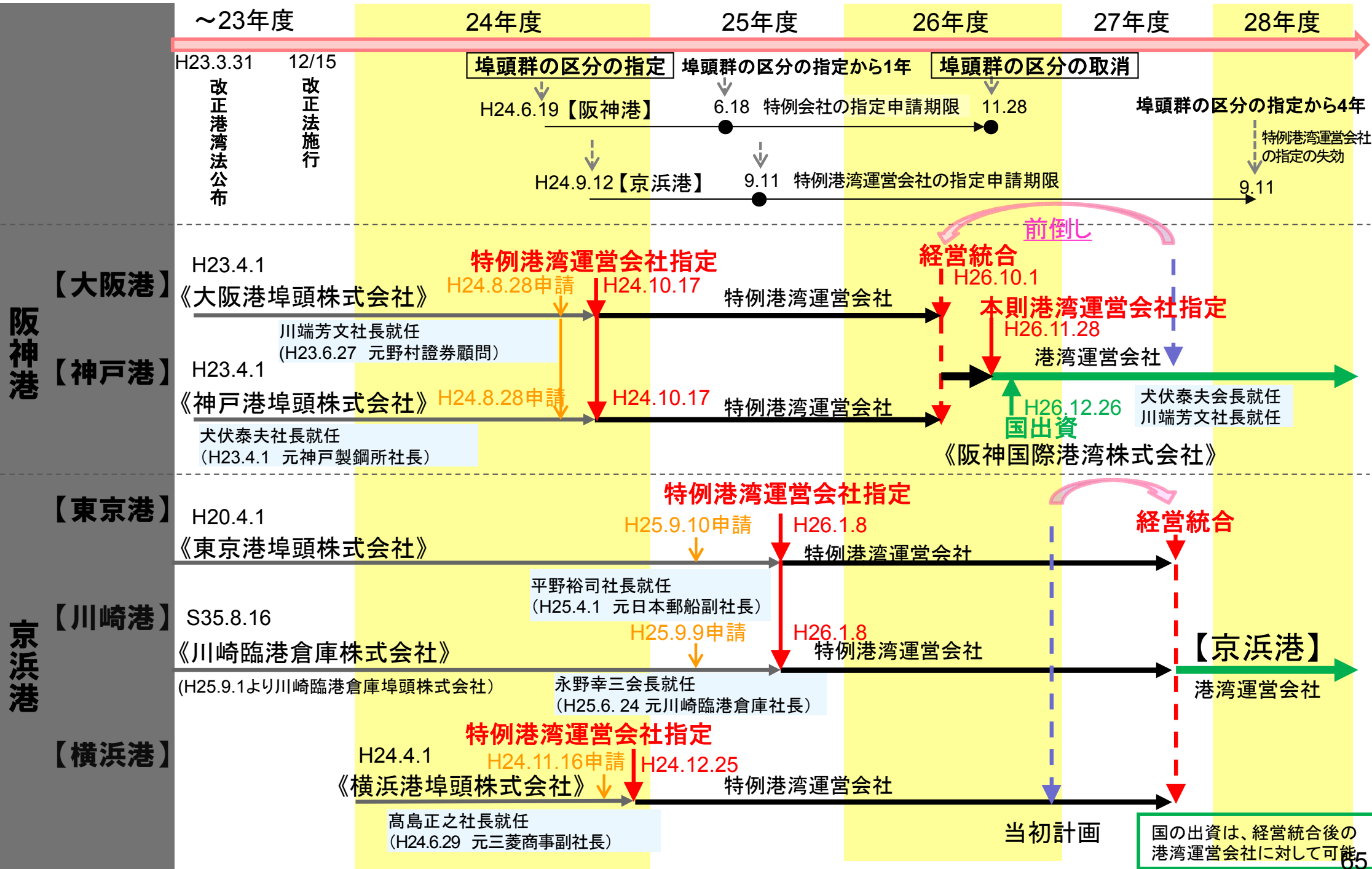
【平成27年度の実施中プロジェクト】



【整備状況と今後の見込み】

| | | 2013年度まで | 2014年度 | 2015年度以降 |
|---------------------|-----|-----------|---------|-----------------------------------|
| 大水深・高規格コンテナターミナルの整備 | 阪神港 | ・5バース暫定供用 | | ・2016年度までに5バース供用予定 |
| | 京浜港 | ・3バース供用 | ・2バース供用 | ・2016年度までに3バース供用予定 (うち1バース供用済) |

4-3. 戦略港湾の「競争力強化」の実施状況と評価 湾運営会社指定等のスケジュール(国際コンテナ戦略港湾)



国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社への国出資

港湾運営会社とは (平成23年制度創設)

京浜港、阪神港毎に1を限って指定する株式会社で、民間の視点での効率的な港湾運営を行うもの

- 国、港湾管理者から事業基盤となるコンテナターミナル等を借り受け、一体運営

- 民間人社長の登用、民間の契約方式の活用、民間資本の導入等による効率的な港湾運営

基幹航路の我が国への寄港が著しく減少

国際戦略港湾の港湾運営会社に対する国の出資 (平成26年改正事項)

国際戦略港湾の港湾運営会社に対して、国の出資を可能とする

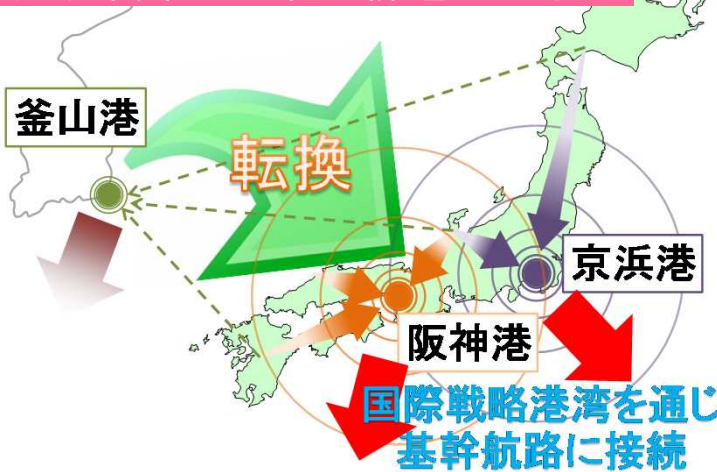
国出資の意義

- 国、港湾管理者、民間事業者が、港湾運営において協働できる体制を構築する
- 港湾運営会社の財務基盤を強化する

国出資の効果

- 国の信用力やネットワークを背景とした全国からの貨物集約や、海外船社への航路誘致活動など、全国的見地から取り組むべき課題等に迅速かつ総合的に対応することが可能となる
- 国際競争力を有するターミナル運営のための設備投資の促進等が図られる

広域集貨など全国的課題への対応



設備投資の促進



4-3. 戦略港湾の「競争力強化」の実施状況と評価 阪神港における広域的・一体的な港湾運営

阪神港において、平成26年10月1日に神戸港と大阪港それぞれの特例港湾運営会社が経営統合し、「阪神国際港湾株式会社」が設立され、その後、国土交通大臣が同社を港湾運営会社として指定し、さらに国から出資を行った。これにより、国・港湾管理者・民間それぞれの強みを活かした協働体制が整った。

今後はこの協働体制により、広域からの貨物集約など、全国的見地から取り組むべき課題の解決に向けて強力に取り組む。

「阪神国際港湾株式会社」の概要

- ◆ 設立日 平成26年10月1日（11月28日に港湾運営会社として指定）
（特例港湾運営会社である大阪港埠頭(株)と神戸港埠頭(株)が経営統合）
- ◆ 代表者 代表取締役会長 犬伏 泰夫（元 神戸港埠頭(株)代表取締役社長）
代表取締役社長 川端 芳文（元 大阪港埠頭(株)代表取締役社長）
- ◆ 出資比率 国(34%)、神戸市(31%)、大阪市(31%)、民間(4%)（合計14.6億円）
- ◆ 適用可能な制度
 - ①行政財産（国有港湾施設、港湾管理者が所有する港湾施設）の貸付け
 - ②無利子貸付制度（最大8割）
 - ③税制優遇措置（固定資産税・都市計画税1/2軽減）
 - ④国出資（平成26年12月26日に出資）

「阪神国際港湾株式会社」の中期経営計画（基本戦略）

1. 戦略的かつ機動的な経営の実現
2. 集貨施策の強化と創貨
3. ターミナルの高規格化・効率化の推進
4. 組織力の向上
5. 社会に貢献する企業を目指して



阪神国際港湾株式会社のシンボルマーク

日本海事新聞 平成26年10月17日(金) 1面

阪神国際港湾会社

集貨注力 ターミナル料低減

ユーザー視点に立ち港湾運営

【関西】阪神国際港湾会社の川端芳文社長は15日、神戸市内の本社で記者会見を開き、インセンティブを利用した集貨事業に力を入れていくとともにターミナル料低減などユーザー視点に立った港湾運営に注力し、国や港湾管理者と連携しながら阪神港の港勢拡大と戦略港湾推進に力を入れていく方針を示した。川端氏は神戸・大阪両港の埠頭会社が経営統合して10月1日に誕生した新会社の社長として初めて会見した。

(2面に会見要旨)

川端社長が初会見



神戸市内の本社で会見する川端社長

川端社長は、新会社の役割について「港湾の不動産会社としての使命と戦略港湾の推進を担う公共性、この2つの役割を併せ持つ」と述べ、出資する国や港湾管理者の意向を踏まえながら民間的手法を導入し、効率的な経営を図っていく姿勢を強調した。

国際ユーザー利用促進など集貨施策では各事業ごとの数値目標を定まなかったが、「できるだけ多く貨物を集めるため

に、有効にインセンティブを使っていく」とし、効果的に事業を展開していく構え。

また、ターミナル運営の効率化の一環として10月から賃借料を減額。神戸・大阪両港で段階的にターミナル料低減に努めてきたが、この10月で2002年当時比べ50%減額を実現した。引き続き国や港湾管理者の支援を得ながらユーザー視点に立った対応に努めていく。

阪神港では15年に外資コンテナ取扱個数を490万TEUにする目標を立てている。昨年時点では424万TEUで、目標達成には60万TEU以上の上積みが必要だが、14、15年の2年間でそれぞれ30万TEU以上増やす必要がある。川端社長は「(目標達成は)厳しいが、一歩でも目標に近づけるよう効果的な手段を講じ取扱個数を積み上げていく」と粘り強く取り組んでいく姿勢を見せた。

新会社に3分の1強出資する国に対しては引き続き支援を要請。「今回の埠頭会社の経営統合で阪神港は経済的には生き残れる道筋は開けた」とした上で、港湾ランキングを上げていくため五輪の選手強化費を例に挙げ、さらなる国費投入を求めた。

また、人材育成ではプロパーを重視。10年、15年かけて生え抜きの人材を養成していくとし、段階的に神戸、大阪両市からの出向者を減らし、思の長い安定した民間企業にするため人材育成に重きを置く方針を示した。

「神戸・大阪両港で段階的にターミナル料低減に努めてきたが、この10月で2002年当時に比べ、50%減額を実現した。」

第5章 今後の政策の方向性

5. 今後の政策の方向性

今後の政策の方向性については、頂いたご指摘を踏まえながら、引き続き、「集貨」、「創貨」、「競争力強化」の3本柱の施策を進め、国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大の実現を目指したい。

国際コンテナ戦略港湾への「集貨」

- ① 国際コンテナ戦略港湾への集貨支援
- ② 内航コンテナ船の競争力強化
- ③ 鉄道・トラックによる国際海上コンテナ輸送の促進



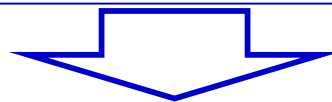
国際コンテナ戦略港湾背後への産業集積による「創貨」

- 国際コンテナ戦略港湾背後用地への企業誘致に向けた支援



国際コンテナ戦略港湾の「競争力強化」

- 1) 国際コンテナ戦略港湾のコスト低減
- 2) 国際コンテナ戦略港湾の利便性向上
 - ① ゲート前渋滞の緩和
 - ② ITを活用した効率的・一体的な港湾物流システムの構築
 - ③ コンテナターミナルゲートオープン時間の拡大
- 3) コンテナ船の大型化、取扱貨物量の増大等への対応
 - 高規格コンテナターミナルの整備
- 4) 戦略的な港湾運営
 - ① 統合する港湾運営会社の体制のあり方
 - ② 今後の広域的な港湾運営・管理のあり方



国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大を実現

5. 今後の政策の方向性 委員の主なご指摘と今後の対応方針

| | | 指摘 | 対応方針 |
|-----------|----------------------|--|--|
| 港湾政策の体系 | | <p>国土交通省の施策だけでなく、全体としてどのような主体が何を行っていて、そのうち国土交通省の施策とその施策ツールによる影響範囲と効果を整理し、施策の可能性と限界を明らかにする(基幹航路の維持拡大等に対して十分かという観点)。</p> <p>港湾運営会社をレビューの対象とするならば、「国際コンテナ戦略港湾政策」の中で「港湾運営会社制度」が占める位置と他の施策の関係性を整理する必要がある。また、平成22年度以降に、港湾運営会社制度によって、何を実施して、どのような成果が出ているかを示す必要がある。</p> | <p>コンテナ輸送関係の施策の全体像と その中の港湾局の占める位置を整理。</p> <p>国際コンテナ戦略港湾の施策と運営 会社制度の占める位置づけを整理。</p> |
| 現状の分析 | 世界的にみた日本の特性 | コンテナ輸送に係る日本の特性とこれまでの課題、それに対する戦略を明らかにする。平成26年度からはじまった施策が多いため、過去の状況と現状の課題をしっかりと整理する必要がある。まず、(日本港湾や釜山港ではそれぞれ輸出入はどの国とのやりとりなど)基礎データを収集する必要がある。 | 日本及び周辺諸国の経済状況、日本の港湾の特性等について整理。 |
| | 国内の状況 | <p>日本に輸入された貨物は陸送が多いのか、内航船による輸送が多いのかといった分担率などのデータを集めることによって、港湾局の施策が与える影響をはっきりさせる必要がある。</p> <p>港湾整備だけではなく、国内の流通を円滑にするために、内航輸送を伸ばすのは良い戦略である。その際に、併せて、国内輸送と国際輸送をどのように結節させるかが重要。</p> | <p>国内輸送の分担率の整理。</p> <p>フィーダーネットワーク拡充の必要性の整理。</p> |
| | 国際比較 | 従来は日本の港湾を利用していたが、現在は釜山を選択していることを示すデータ(その理由も明らかになるもの)はあるのか。分析・評価する上で重要である。例えば釜山ではいつ頃から戦略的に港湾政策を実施し、その効果がいつ頃から出ているのか、日本で実施している施策の見通しを示す上で参考になるのではないか。 | 釜山が実施してきた施策と効果の整理。 |
| 課題へのアプローチ | 評価のストーリー | <p>全体のストーリー構成をしっかりと組み立てること。平成26年度からはじまった施策が多いため、過去の状況と現状の課題をしっかりと整理する必要がある。まず基礎データの収集だが、政策の背景を十分に整理してストーリーをはっきりさせた上でレビュー範囲を明らかにすること。</p> <p>港湾運営会社に移行することのメリットが何であるのか。各主体及び課題解決のための方策と港湾運営会社への移行との関係性を明らかにしてほしい。</p> <p>日本の特性を踏まえた上で、そのために必要な施策ということで、(港湾運営会社と関連事業)の施策をミックスして実施するストーリーが必要。</p> | 平成22年度に国際コンテナ戦略港湾を選定した時期の課題と、そのために必要な施策としての国際コンテナ戦略港湾政策(港湾運営会社制度と集貨施策)を実施してきた背景と経緯を整理。 |
| 取組内容 | 国際コンテナ戦略港湾政策のこれまでの成果 | <p>平成22年度の国際コンテナ戦略港湾選定以降の施策の進捗を評価する必要がある。そのためにも、(港湾運営会社制度や関連事業によって)何を実施して、どのような成果が出ているかを示す必要がある。</p> <p>「フィーダー輸送」についてしっかりと説明するとともに、スケール感が分かるようなバックデータも必要である。フィーダーは成果として強調していただくと良い。その際に、フィーダーの成果がどの程度政策全般にインパクトを与えるのか示すため、日本の国内輸送の分担率(陸送、海運)を整理しておく必要がある。</p> | <p>平成22年度の国際コンテナ戦略港湾選定以降の港湾運営会社と関連事業で実施した内容と成果の整理。</p> <p>フィーダー事業の成果の整理。</p> |
| | 関係者の意見 | <p>管理者がどう思っているのかと、そういった情報収集も必要。荷主の話と船会社の話が出てきて、地元経済を支える重要な産業という切り口が欠けていることが多いが、そこも必要ではないか。</p> <p>船社の意見を聞かないと、船社の希望に合った日本の港湾政策になっているのかわからないという気がしていて、インフラを整備すればいいと思っているのかもしれないが、コストが高いとか、違うところが理由の可能性もあって、どこがクリティカルなバリアなのか特定化するという丁寧な議論をすべき。</p> | 港湾管理者、港湾の利用者(船社、荷主)の意見を整理。 |

(評価書の要旨)

| | | | |
|---------------|--|----------------|------------------|
| テーマ名 | 住生活基本計画（全国計画） | 担当課 （担当課長名） | 住宅局住宅政策課 住本 靖 |
| 評価の目的、 必要性 | <p>【目的】 現行計画における目標の達成状況等の分析・評価を新たな住生活基本計画に反映することを目的とする。</p> <p>【必要性】 現行計画（平成23年3月閣議決定。計画期間：平成23年度から平成32年度）については、社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行うこととしており、新たな住生活基本計画の策定に向け、現行計画における目標の達成状況等について評価を行う必要がある。</p> | | |
| 対象政策 | <p>「住生活基本法」（平成18年6月法律第61号）に基づき、「住生活基本計画（全国計画）」（平成18年9月閣議決定）を策定し、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図っている。</p> <p>【根拠法令】住生活基本法第15条第1項</p> | | |
| 政策の目的 | <p>住生活基本計画（全国計画）は、住生活基本法第15条に基づき、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。</p> | | |
| 評価の視点 | <p>以下の視点から評価を実施する。</p> <p>① 住生活基本計画（全国計画）の目標（※）が達成されているか。</p> <p>② 目標を達成するための基本的な施策は具体的にどのように実施され、どのような効果があったのか。</p> <p>③ 成果指標は、住生活基本計画（全国計画）の目標の達成状況を把握するのに適切なものとなっているか。</p> <p>（※）・安心・安全で豊かな住生活を支える生活環境の構築 ・住宅の適正な管理及び再生 ・多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備 ・住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p> | | |
| 評価手法 | <p>以下の手法により評価を実施する。</p> <p>① 現行計画において設定している成果指標について、住宅・土地統計調査、住生活総合調査、住宅市場動向調査、空家実態調査等に基づく定量的な分析を行うことにより、同計画における目標の達成状況を検証する。</p> <p>② 目標の達成状況や近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、現行計画における基本的な施策等に関し、施策の効果や課題について、評価・分析を実施する。</p> | | |

| | |
|-------------------------|---|
| 評価結果 又は 作業報告 | |
| 政策への 反映の方向 (想定方向) | 平成28年度から平成37年度を計画期間とする新たな住生活基本計画(全国計画)の策定に反映する(成果指標や基本的な施策の見直し等)。 |
| 第三者の 知見の活用 | 成果指標の進捗状況や基本的な施策の実施状況等について、社会資本整備審議会住宅地分科会(平成27年4月より、新たな住生活基本計画の策定に向けて開催)においてご意見をいただいている。 |
| 実施時期 | 平成26年度～平成27年度 |

平成 27 年度 政策レビュー結果(評価書)(構成案)

住生活基本計画

平成 27 年〇月
国土交通省

目 次

第1章 評価の概要

1. 評価の目的、必要性
2. 対象政策
3. 評価の視点
4. 評価手法
5. 第三者の知見の活用

第2章 住生活基本計画の概要

- ・住生活基本計画の策定背景と概要について記載する。

第3章 施策の実施状況(平成23年3月15日から平成27年3月31日まで)

- ・住生活基本計画の改定された平成23年3月15日から、平成27年3月31日までに実施した各施策について、その実施状況を住生活基本計画の構成に従って記載する。

第4章 評価

1. 評価の手法

- ①現行計画において設定している成果指標について、住宅・土地統計調査、住生活総合調査、住宅市場動向調査、空家実態調査等に基づく定量的な分析を行う。
- ②上記①の結果や近年の社会情勢の変化等を踏まえ、目標の達成状況について、評価を実施する。

2. 各成果指標の評価

(指標の例)

- ・最低居住面積水準未満率
- ・既存住宅の流通シェア
- ・リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合
- ・耐震基準適合率 等

第5章 目標の達成に向けた課題と今後の方向性

- ・第4章の分析・評価や、分科会での議論を踏まえて、目標の達成に向けた課題と今後の方向性について記載する。

政策レビュー

「住生活基本計画（全国計画）」取組状況

国土交通省住宅局

目 次

| | | |
|----------|-------------------------------|-----------|
| 1 | 評価の概要 | 2 |
| 2 | 住生活基本計画（全国計画）の概要 | 3 |
| 3 | 施策の実施状況（概要） | 4 |
| 4 | 評価 | 5 |
| | （1）評価の手法 | 5 |
| | （2）各成果指標の評価 | 6 |
| 5 | 参考（住宅宅地分科会関係） | 28 |

1. 評価の概要

評価対象

住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月閣議決定）

計画期間：平成23年度～平成32年度

- 計画については、社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行うこととしている。
- 新たな住生活基本計画の策定に向け、現行計画における目標の達成状況等について評価を行う。
- 評価結果を、新たな住生活基本計画の策定に反映

評価の視点

- ① 住生活基本計画（全国計画）の目標が達成されているか
- ② 目標を達成するための基本的な施策は具体的にどのように実施され、どのような効果があったのか
- ③ 成果指標は、住生活基本計画（全国計画）の目標の達成状況を把握するのに適切なものとなっているか

評価手法

- 評価にあたっては、①成果指標の進捗状況を分析し、住生活基本計画の目標の達成状況を検証
②社会経済情勢の変化等を踏まえ、施策の効果や課題について評価・分析

第三者の知見の活用

社会資本整備審議会住宅宅地分科会の審議スケジュール（案）

- | | |
|--------|---|
| 4-9月 | 住宅宅地分科会勉強会・分科会（月1～2回開催） …個別論点、目標・基本的な施策について、成果指標見直し等 |
| 10-12月 | 住宅宅地分科会（月1回程度開催…改定案について 等 ＜パブリックコメント・都道府県意見照会＞ |
| 28年2月 | 住宅宅地分科会…改定案について 等 ＜関係省庁協議＞ |
| 28年3月 | 閣議決定 |

2. 住生活基本計画(全国計画)の概要

はじめに

- 住生活基本法に基づき、住生活安定向上施策を総合的かつ計画的に推進するため策定
- 計画期間は平成23年度から平成32年度の10年間

基本的な方針

- 住宅の位置づけと住生活安定向上施策の意義
- 豊かな住生活を実現するための条件
- 施策についての横断的視点

ストック重視

市場重視

効果的・効率的な対応

他分野との連携による総合的な対応

地域の実情を踏まえたきめ細かな対応

(横断的視点)

目標・成果指標・基本的な施策

| 目標 | 目標の達成状況を示す成果指標 | 基本的な施策 |
|----------------------------|---|--|
| 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築 | ①新耐震基準適合率 ②地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 ③高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 ④生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地の割合 ⑤新築住宅における省エネ基準達成率 ⑥ユニバーサルデザイン化が進んだ住宅ストックの比率 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断・耐震改修等の促進、建築規制の的確な運用 ・耐震改修に係る税制特例措置 ・高齢者向け賃貸住宅の供給 ・公的賃貸住宅の改修・建替えに併せた福祉施設等の設置を促進 ・省エネルギー性能など住宅の環境性能の向上 ・マンションの計画的修繕の促進、老朽化したマンションの再生促進 ・基盤整備と規制緩和の一体的推進による密集市街地の整備 |
| 住宅の適正な管理及び再生 | ⑦リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 ⑧25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定している分譲マンション管理組合の割合 | <ul style="list-style-type: none"> ・「既存住宅インスペクション・ガイドライン」を策定 ・リフォームかし保険の普及・促進 ・都心居住・街なか居住の促進、ニュータウン再生の支援 |
| 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備 | ⑨既存住宅の流通シェア ⑩リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合 ⑪住宅の利活用期間 ⑫新築住宅における住宅性能表示の実施率 ⑬新築住宅における認定長期優良住宅の割合 ⑭子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 | <ul style="list-style-type: none"> ・買取再販事業者が中古住宅を取得する場合の不動産取得税の特例措置 ・長期優良住宅の普及促進 ・中古住宅市場活性化ラウンドテーブルの開催、報告書とりまとめ ・持家の賃貸化の促進、二地域居住の情報提供、子育て支援等 ・技術開発等の推進、地域材を活用した木造住宅生産体制の整備 ・「高齢者等の住み替え支援制度」を実施 |
| 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 | ⑮最低居住面積水準未達率 ⑯高齢者のいる住宅のバリアフリー化率 | <ul style="list-style-type: none"> ・低額所得者等への公平かつ的確な公営住宅の供給 ・高齢者、障害者等への民間賃貸住宅に関する情報の提供 |

施策の推進

- ・関係者の連携・協力
- ・統計調査の充実
- ・政策評価の実施とおおむね5年後の計画見直し

3. 施策の実施状況(概要)

目標1 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築

①住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備

- ・既存建築物安全性確保推進事業の創設
- ・一定の防犯性能がある建物部品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表

②住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備

- ・「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進、登録・公開を実施

【実績】登録戸数

(平成25年度末現在)146,544戸⇒(平成26年度末現在)177,722戸

③低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案

- ・「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、住宅・建築物に係るエネルギー使用の合理化の一層の促進、その他の住宅・建築物の低炭素化の促進

【実績】低炭素建築物新築等計画の認定件数

(平成25年度末現在)累計4,121件⇒(平成26年度末現在)累計8,100件

④移動・利用の円滑化と美しい街並み・景観の形成

- ・街なみ環境整備事業により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び土地所有者等による住宅及び地区施設等の整備改善を促進

【実績】実施地区

(平成25年度)157地区⇒(平成26年度)161地区

目標2 住宅の適正な管理及び再生

- ・リフォーム工事を対象とする検査と保証がセットになったリフォームかし保険の普及促進、リフォーム費用や業者とのトラブル等についての消費者相談等により、消費者が安心してリフォームができる市場環境を整備

【実績】リフォーム相談(住まいるダイヤル)実績

(平成25年度)9,017件⇒(平成26年度)9,305件

目標3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

①既存住宅が円滑に活用される市場の整備

- ・買取再販事業者により一定の質の向上を図るための改修工事が行われた既存住宅を取得する場合の登録免許税の特例措置を創設
- ・中古不動産取引における宅建業者等による売主の情報開示・買主の情報収集・解釈の補助等に係る先進的取組を支援
- ・「中古住宅市場活性化ラウンドテーブル」の開催・報告書取りまとめ
- ・「戸建住宅価格査定マニュアル」の改訂に向けた検討等を実施

②将来にわたり活用される良質なストックの形成

- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅の普及を促進。

【実績】長期優良住宅建築等計画の認定実績(累計)

(平成25年度)491,739戸⇒(平成26年度)592,007戸

③多様な居住ニーズに応じた住宅の確保の促進と需給の不適合の解消

- ・高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転貸する「高齢者等の住み替え支援制度」を実施

【実績】契約完了件数

(平成25年度末現在)501件⇒(平成26年度末現在)658件

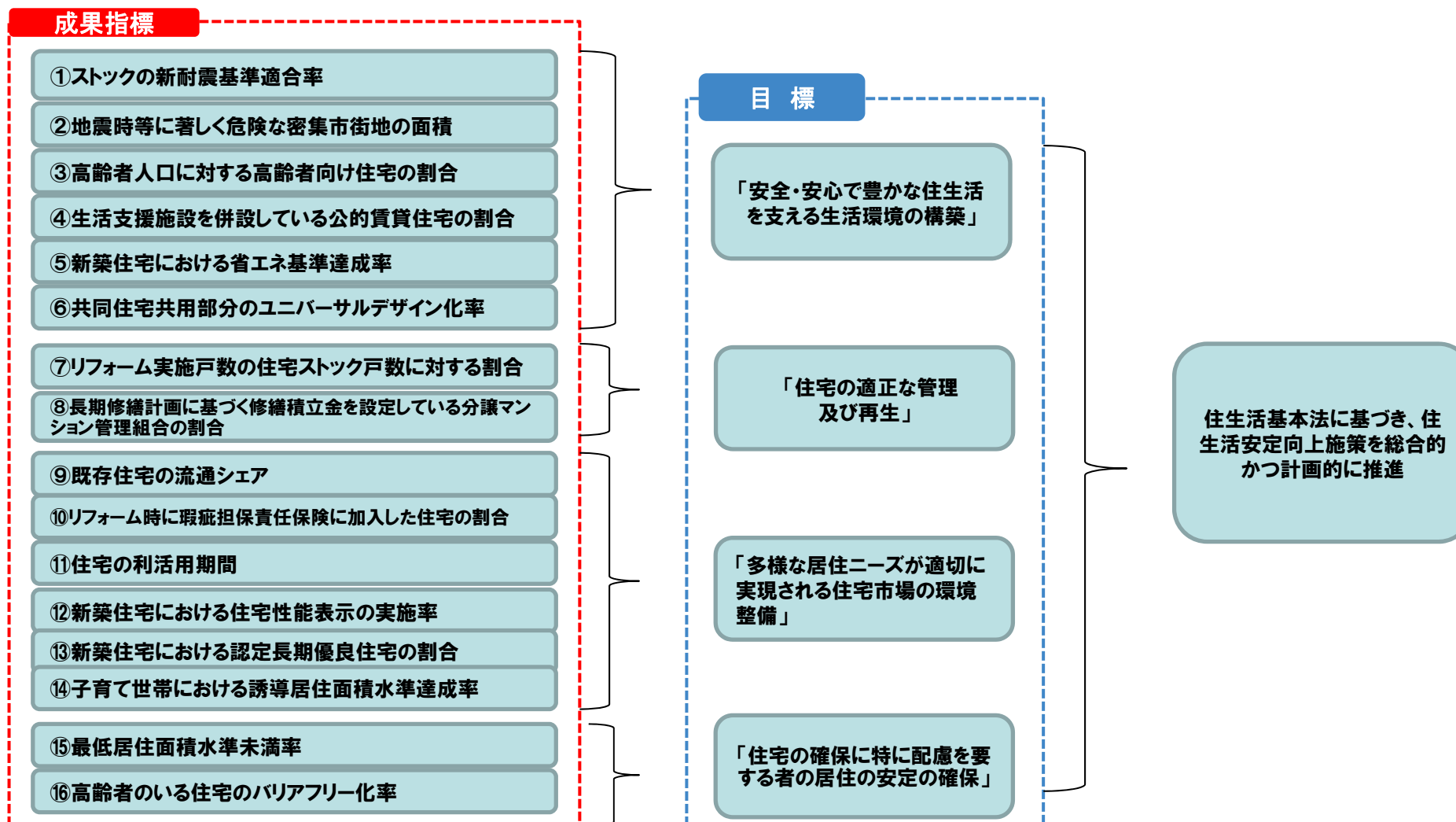
目標4 住居の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

- ・公営住宅等公的賃貸住宅の的確な供給を推進
- ・居住支援協議会への支援
- ・賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進

4-(1). 評価手法

評価手法

現行計画の4つの目標の進捗状況の評価するため、基本的な施策の実施状況と成果指標の状況を評価・分析する



4-(2). 住生活基本計画(全国計画)における成果指標集約版

| 指 標 | | 現 状 | 達成状況(評価) |
|-----------------|--|--|----------|
| 基礎的な安全性の確保 | ①新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 | 79%(H20) →約82%(H25) 【95%(H32)】 | やや遅れている |
| | ②地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 | 約6000ha(H20) →約4500ha(H26) 【概ね解消(H32)】 | 遅れている |
| 高齢者の安定した住まいの確保 | ③高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 | 0.9%(H17) →1.9%(H25) 【3~5%(H32)】 | 概ね順調 |
| 地域における福祉拠点等の構築 | ④生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合 | 16%(H21) →29%(H25) 【25%(H32)】 | 目標値を達成 |
| 環境問題への対応 | ⑤エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率 | 42%(H22.4~9) →42%(H25) 【100%(H32)】 | 遅れている |
| ユニバーサルデザイン化の推進 | ⑥共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 | 16%(H20) →17%(H25) 【28%(H32)】 | 遅れている |
| 住宅を長く大切に使う社会の実現 | ⑦リフォーム(注1)実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 | 3.5%(H20) →3.8%(H25) 【6%(H32)】 | 遅れている |
| マンションの適正な維持管理 | ⑧-1 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合 | 37%(H20) →46%(H25) 【70%(H32)】 | やや遅れている |
| | ⑧-2 新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合 | 51%(H20) →65%(H25) 【概ね100%(H32)】 | やや遅れている |

4-(2). 住生活基本計画(全国計画)における成果指標集約版

| 指 標 | | 現 状 | 達成状況(評価) |
|---------------------|---|--|------------------|
| 循環型市場の形成 | ⑨既存住宅の流通シェア(既存住宅の流通戸数の新築を含めた全流通戸数に対する割合) | 14%(H20) →14.7%(H25) 【25%(H32)】 | 遅れている |
| リフォーム市場の整備 | ⑩リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合 | 0.2% (H22.4~12) →0.2%(H25) 【10%(H32)】 | 遅れている |
| 住宅を長く大切に使う社会の実現 | ⑪住宅の利活用期間 1) 減失住宅の平均築後年数 2) 住宅の減失率(5年間に減失した住宅戸数の住宅ストック戸数に対する割合) | 1) 約27年(H20) →約32年(H25) 【約40年(H32)】 2) 約7%(H15~20) →5.9%(H20~25) 【約6%(H27~32)】 | ①概ね順調 ②目標値を達成 |
| | ⑫新築住宅における住宅性能表示の実施率 | 19%(H20) →23.5%(H25) 【50%(H32)】 | 遅れている |
| | ⑬新築住宅における認定長期優良住宅の割合 | 8.8% (H21.6~H22.3) →12.0%(H25) 【20%(H32)】 | やや遅れている |
| 居住ニーズと住宅ストックの不適合の解消 | ⑭子育て世帯(注2)における誘導居住面積水準達成率 | (全国) 40%(H20) →41.9%(H25) 【50%(H27)】 (大都市圏) 35%(H20) →37.3%(H25) 【50%(H32)】 | やや遅れている |

| 指 標 | | 現 状 | 達成状況(評価) |
|----------|--|---|----------|
| 居住の安定の確保 | ⑮最低居住面積水準未満率 | 4.3%(H20) →4.2%(H25) 【早期に解消】 | 遅れている |
| 高齢者等への配慮 | ⑯高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率 1)一定のバリアフリー化(注3) 2)うち、高度のバリアフリー化(注4) | 1)37%(H20) →41.2%(H25) 【75%(H32)】 2)9.5%(H20) →10.7%(H25) 【25%(H32)】 | 遅れている |

(注1) 増改築、修繕または模様替えのいずれかを行うこと

(注2) 構成員に18歳未満の者が含まれる世帯

(注3) 2ヶ所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当

(注4) 2ヶ所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当

①ストックの新耐震基準適合率

目標値

新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率
(79%(H20)⇒95%(H32))

現状値

75%(H15)⇒79%(H20)
⇒約82%(H25)

主な施策の概要

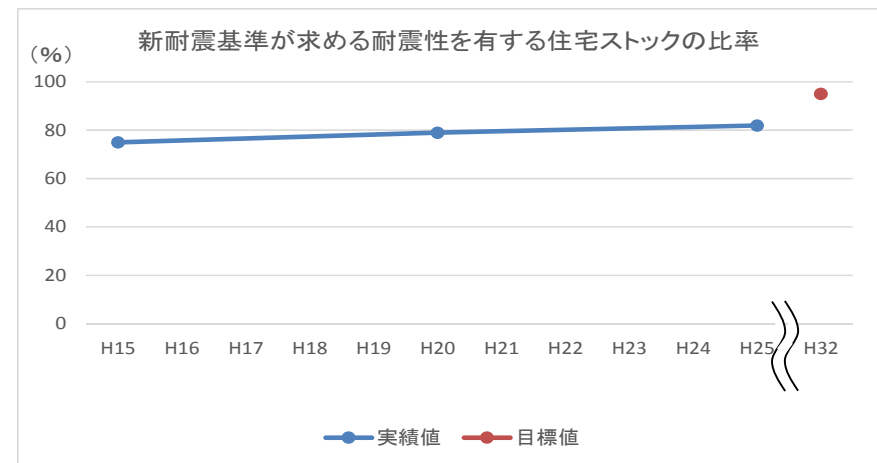
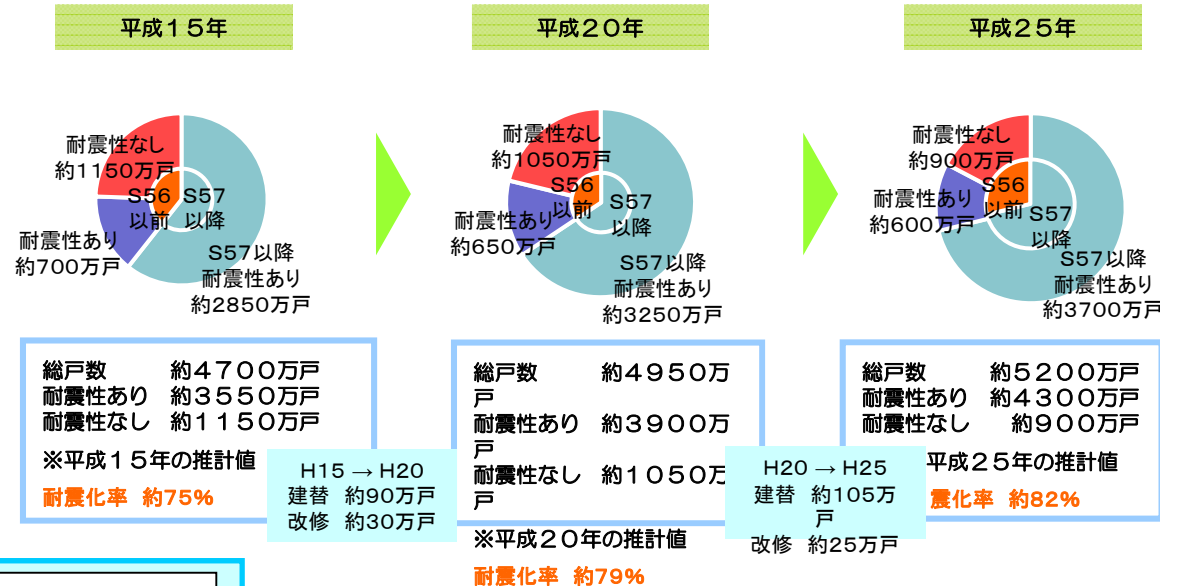
- 住宅・建築物安全ストック形成事業(平成21年度～)
地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、耐震改修補助を含む住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し国が必要な助成を実施
【予算額:防災安全交付金等の内数】
- 耐震対策緊急促進事業(平成25年度～)
改正耐震改修促進法により耐震診断が義務づけられる建築物に対し、通常の交付金による支援に加え、重点的かつ緊急的な支援を実施
【予算額:平成25年 200億円、平成26年 200億円、平成27年 180億円】

課題・今後の方向性(P)

耐震診断・耐震改修の促進を図るためには、地方公共団体の補助制度による支援が重要である。特に、耐震改修促進法により耐震診断が義務づけられた建築物の耐震化に際し、所有者の負担を軽減するためには、地方公共団体における補助制度の整備・充実が必要であり、地方公共団体に対し引き続き補助制度の整備を要請していく。

【耐震性が不十分な住宅ストック(推計)】

【資料】総務省「住宅・土地統計調査」



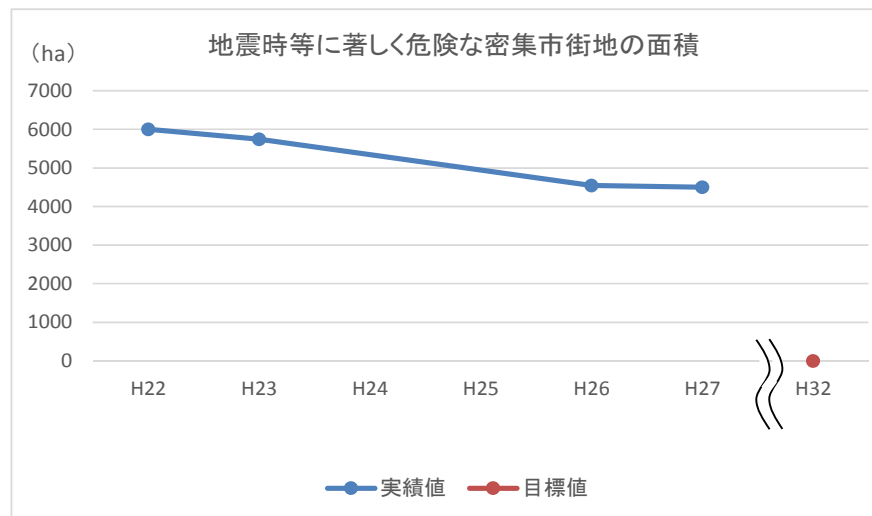
②地震時等に著しく危険な密集市街地の面積

目標値

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積
 【平成22年：約6,000ha
 ⇒平成32年：概ね解消】

現状値

約6,000ha(平成22年)⇒約4,500ha(平成27年速報)



【出典元：国土交通省調べ】

主な施策の概要

○ 住宅市街地総合整備事業(平成16年度～)

防災安全交付金等により、道路・公園の整備、面的整備事業、狭あい道路整備、耐震改修に加え、住民の消防訓練等ソフト対策も含めて、総合的に事業を実施

【防災安全交付金等の内数】

○ 密集市街地総合防災事業(平成27年度～)

高齢化の著しい密集市街地において、地方公共団体や民間事業者等が連携し、防災街区の整備に関する事業など防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、密集市街地における総合的な環境整備に対する支援を重点的に推進。

【平成27年30億円】

○固定資産税、不動産取得税、所得税、法人税等の特例措置により、防災街区整備事業、認定建替計画等の事業について税制の面からも総合的に支援

課題・今後の方向性(P)

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度までに目標値を達成することが困難と思われるものの、地震時等に著しく危険な密集市街地のある地方公共団体が平成32年度末までに概ねの解消に向けて着実に事業実施していることや、平成27年度に密集市街地における総合的な環境整備を推進する「密集市街地総合防災事業」を創設したことから今後一層成果が出てくることが見込まれる。

③ 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

目標値

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合
【H17:0.9% ⇒ H32:3~5%】

現状値

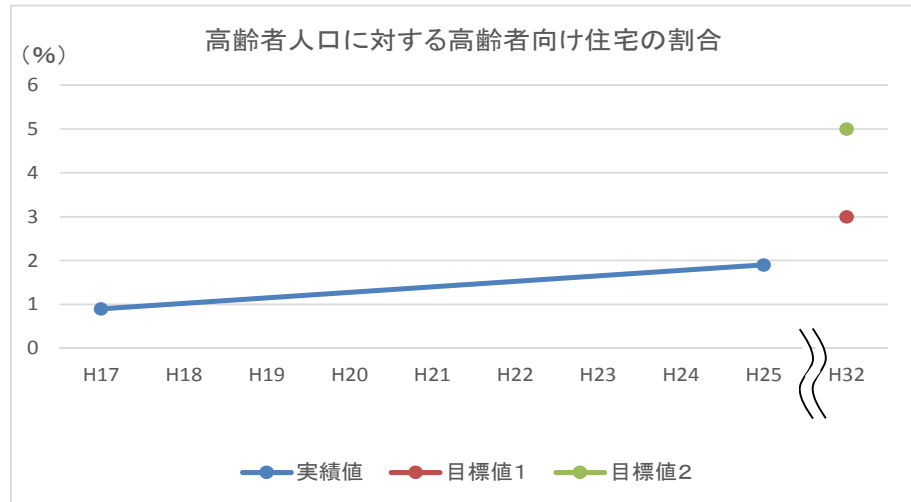
0.9% (H17) ⇒ 1.9% (H25)

主な施策の概要

○バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進
【実績値(サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数)
H24.3→31,094 H25.3→109,239 H26.3→146,544 H27.3→177,722 (単位:戸)
【予算額(スマートウェルネス住宅等推進事業※)
(※H25までは高齢者等居住安定化推進事業として実施)
H23→32,500 H24→35,500 H25→34,000 H26→34,000
H27→32,000 (単位:百万円)】

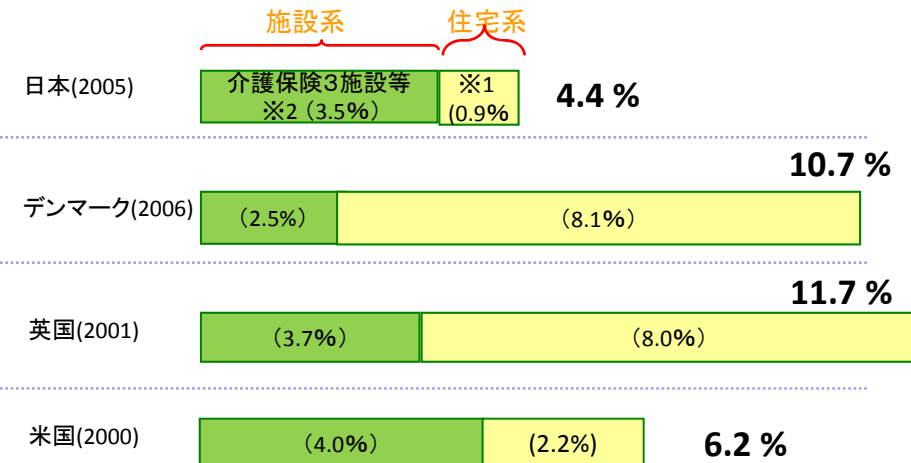
課題・今後の方向性(P)

平成23年度からサービス付き高齢者向け住宅の登録制度ができる等、高齢者向け住宅は着実に増加しており、引き続き今後もサービス付き高齢者向け住宅の建設・改修費等に対する補助等の施策を推進し、高齢者向け住宅の供給を促進する。



【資料】総務省「住宅・土地統計調査」

【全高齢者に対する介護施設・高齢者住宅等の割合】



※1 シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅、有料老人ホーム及び軽費老人ホーム(軽費老人ホームは2004年)

※2 介護保険3施設及びグループホーム

【資料】社会保障国民会議サービス保障(医療・介護・福祉)分科会(第8回)

※高齢者向け住宅…有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者優良賃貸住宅

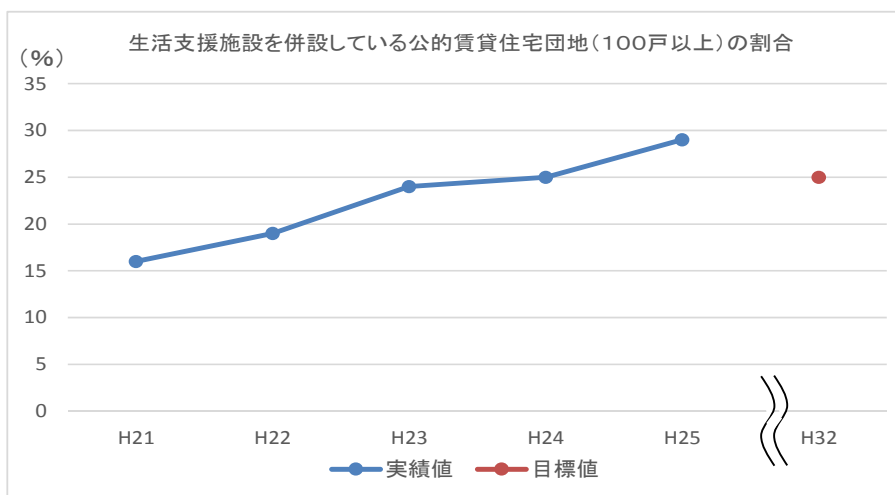
④生活支援施設を併設している公的賃貸住宅の割合

目標値

生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合
【H21:16% ⇒ H32:25%】

現状値

16%(H21)⇒29%(H25)



【出典元:国土交通省調べ】

主な施策の概要

○社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、公営住宅団地の建替えについて、保育所等の生活支援施設の併設を促進

○都市再生機構住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設(子育て支援施設、高齢者生活施設等)の併設・合築、整備敷地への誘致を推進

課題・今後の方向性(P)

当該業績指標は着実に進捗している、公的賃貸住宅団地は、生活支援施設を併設し地域の福祉の拠点として整備することで、高齢者や子育て世帯等に対する多様なサービスを提供する場となりうるものであり、サービスが提供される環境整備は政策上も重要であることから、今後も引き続き生活支援施設の設置を促進する。

⑤新築住宅における省エネ基準達成率

目標値

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率
【H22年4月～9月まで:42%⇒H32年:100%】

現状値

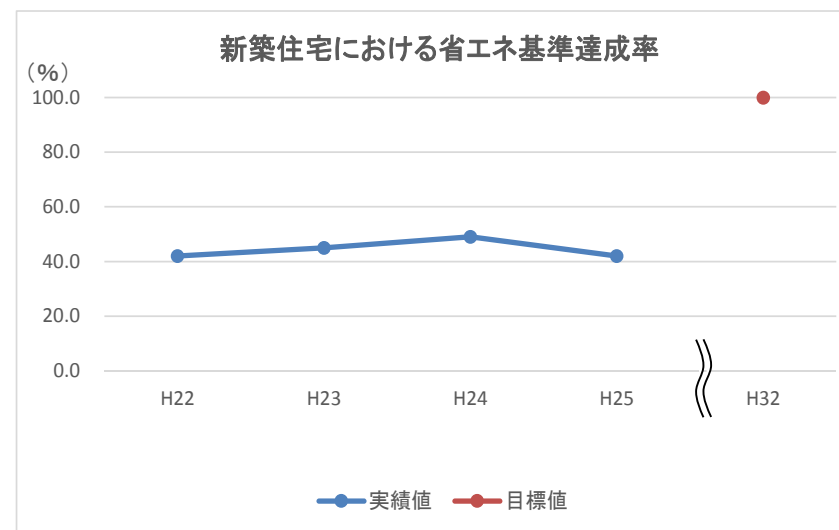
42%(H22年4月～9月)⇒42%(H25)

主な施策の概要

- 省エネルギー性能を含む住宅の性能についてわかりやすく表示する制度(住宅性能表示制度)の普及を推進
 【新築住宅戸数 平成21年度:148,457、平成22年度:193,581、平成23年度197,748、平成24年度:202,960、平成25年度231,636(単位:戸)】
- 住宅エコポイントによるエコ住宅の新築の推進
 【住宅エコポイント/復興支援・住宅エコポイントのエコ住宅の新築については、1,089,666戸にポイント発行(約2,918億ポイント)(平成22年3月から平成27年1月末)】
- 省エネ住宅ポイントによるエコ住宅の新築の推進
 【167戸にポイント発行(約5千万ポイント)(平成27年3月10日から平成27年3月31日)】

課題・今後の方向性(P)

省エネルギー措置の届出制度の的確な運用、住宅の省エネルギー化の効果・意義の周知及び省エネルギー性能の表示等の推進、基準適合住宅等に対する支援措置(省エネ住宅ポイント、フラット35S、税制上の特例等)、より性能が高くコストの低い断熱材やサッシなどの材料・機器等の技術開発により、省エネ基準に適合する住宅の供給が促進されるよう環境整備に取り組んでいく。



※住宅性能評価を受けた住宅のうち住宅に係る省エネ基準に適合しているものの割合(国土交通省調べ)

⑥ 共同住宅共用部分のユニバーサルデザイン化率

目標値

共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率
【H20:16% ⇒ H32:28%】

現状値

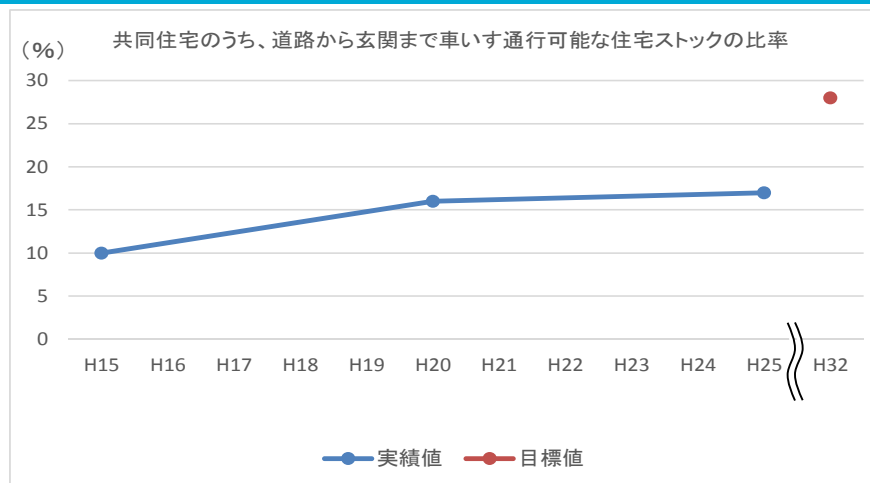
10% (H15) ⇒ 16% (H20) ⇒ 17% (H25)

主な施策の概要

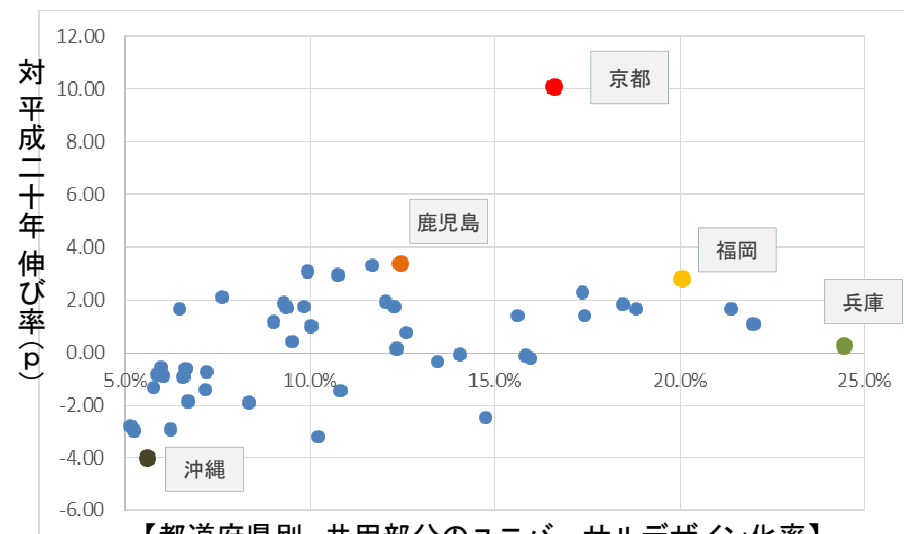
○現在整理中

課題・今後の方向性(P)

○現在整理中



【資料】総務省「住宅・土地統計調査」



【都道府県別 共用部分のユニバーサルデザイン化率】

⑦リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合

目標値

リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合
 (年間の増改築件数) / (ストック総数)
【H16~20平均:3.5%⇒H32:6.0%】

現状値

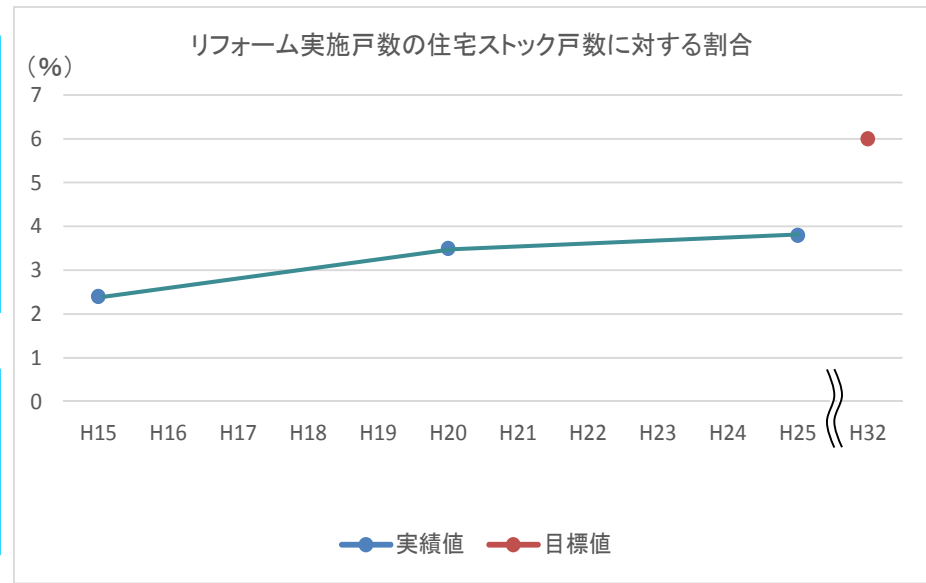
2.4% (H11~15平均) ⇒ 3.5% (H16~20平均) ⇒ 3.8% (H21~25平均)

主な施策の概要

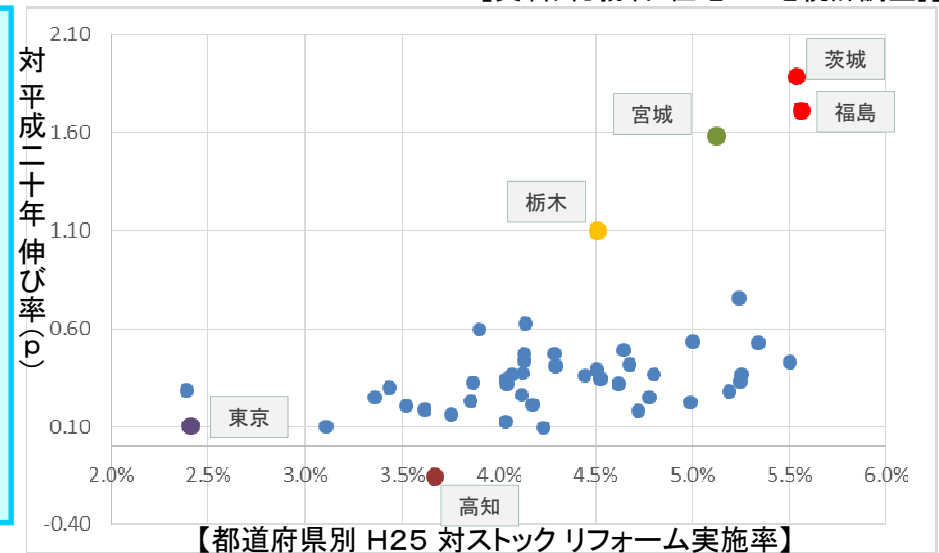
- リフォーム工事に係る保険制度
 【H23:リフォーム瑕疵保険2,123戸、大規模修繕瑕疵保険429棟、H24:リフォーム瑕疵保険2,628戸、大規模修繕瑕疵保険536棟、H25:リフォーム瑕疵保険2,638戸、大規模修繕瑕疵保険810棟、H26年:リフォーム瑕疵保険2,493戸、大規模修繕瑕疵保険618棟(申込実績)】
- 住宅ストック活用・リフォーム推進事業
 【平成25年度10億円、平成26年度11.09億円】
- 長期優良住宅化リフォーム推進事業
 【平成25年度補正予算20億円(6,458戸採択)、平成26年度予算176.1億円の内数(8,393戸採択)、平成26年度補正予算130億円(5,113戸採択)】
- 住宅エコポイントによるエコ住宅の新築の推進
 【住宅エコポイント/復興支援・住宅エコポイントのエコリフォームについては、793,097戸にポイント発行(約510億ポイント)(平成22年3月末から平成27年1月末)】
- 省エネ住宅ポイントによるエコ住宅の新築の推進
 【省エネ住宅ポイントのエコリフォームについては、148戸にポイント発行(約8百万ポイント)(平成27年3月10日から平成27年3月31日)】

課題・今後の方向性(P)

今後も引き続きこれまでの施策を着実に推進するとともに、耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修をはじめ、住宅ストックの質の向上を図るリフォームを一層促進するための新規の取組を行う。



【資料】総務省「住宅・土地統計調査」



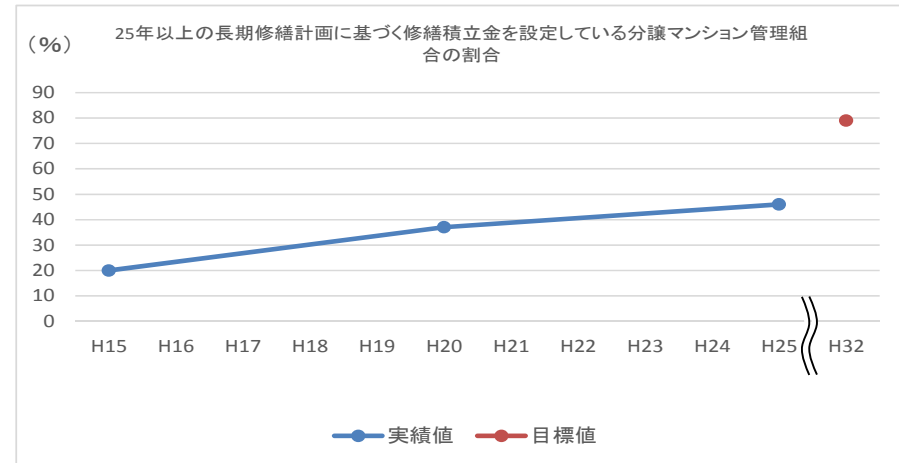
⑧-1 長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定している分譲マンション管理組合の割合

目標値

25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合
【H20: 37%⇒H32: 70%】

現状値

20% (H15) ⇒ 37% (H20) ⇒ 46% (H25)



【資料】国土交通省「マンション総合調査」

主な施策の概要

○適切なマンションの長期修繕計画の策定のための仕組みづくり

長期修繕計画を作成・見直しするための標準的な様式として「長期修繕計画標準様式」と、長期修繕計画の基本的な考え方と長期修繕計画標準様式を使用するための留意点を示した「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」を策定・公表（平成20年6月）

○マンションの修繕積立金に関するガイドライン

主に新築マンション購入予定者向けに修繕積立金に関する基礎知識や、修繕積立金の目安を示した、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を策定・公表（平成23年4月）

○マンション管理適正化・再生推進事業（平成25年度～）

マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けて、マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする活動に対して支援を行う。

【平成25年度：151百万円 平成26年度：154百万円 平成27年度：124百万円】

課題・今後の方向性(P)

全国値は、過去の実績値が平成25年度46%と過去5年間の伸び率から推測すると相当程度進展しているものの、特に高経年マンションほど長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定している割合が低い傾向にある。引き続き住生活基本計画（全国計画）に基づき、適切な長期修繕計画の作成の促進を図るため「マンション管理適正化・再生推進事業」の実施、「長期修繕計画標準様式」及び「マンションの修繕積立金のガイドライン」等の普及を図る。

なお、長期修繕計画、大規模修繕工事の実施状況、修繕積立金の積み立て状況等の情報公開を標準とすること（マンション標準管理規約改正）を検討中。

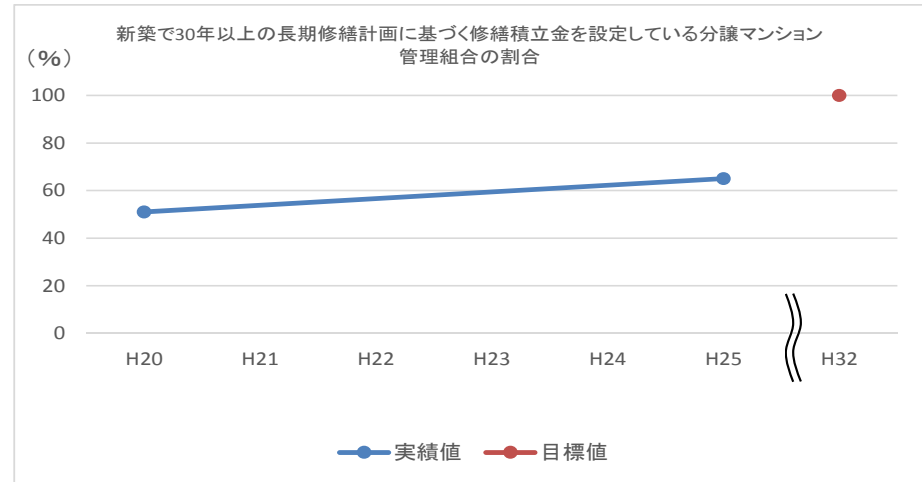
⑧-2 長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定している分譲マンション管理組合の割合

目標値

新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合
【H20: 51%⇒H32: 概ね100%】

現状値

51% (H20) ⇒ 65% (H25)



【資料】国土交通省「マンション総合調査」

主な施策の概要

○適切なマンションの長期修繕計画の策定のための仕組みづくり

長期修繕計画を作成・見直しするための標準的な様式として「長期修繕計画標準様式」と、長期修繕計画の基本的な考え方と長期修繕計画標準様式を使用するための留意点を示した「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」を策定・公表（平成20年6月）

○マンションの修繕積立金に関するガイドライン

主に新築マンション購入予定者向けに修繕積立金に関する基礎知識や、修繕積立金の目安を示した、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を策定・公表（平成23年4月）

○マンション管理適正化・再生推進事業（平成25年度～）

マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けて、マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする活動に対して支援を行う。

【平成25年度：151百万円 平成26年度：154百万円 平成27年度：124百万円】

課題・今後の方向性(P)

全国値は過去の実績値が平成25年度の65%と過去5年間の伸び率から推測すると相当程度進展しているものの、30年未満の長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定している管理組合が依然として存在している。引き続き住生活基本計画(全国計画)に基づき、適切な長期修繕計画の作成の促進のため「マンション仮適正化・再生推進事業」の実施、「長期修繕計画標準様式」及び「マンションの修繕積立金のガイドライン」等の普及を図る。

なお、長期修繕計画、大規模修繕工事の実施状況、修繕積立金の積み立て状況等の情報公開を標準とすること(マンション標準管理規約改正)を検討中↑7

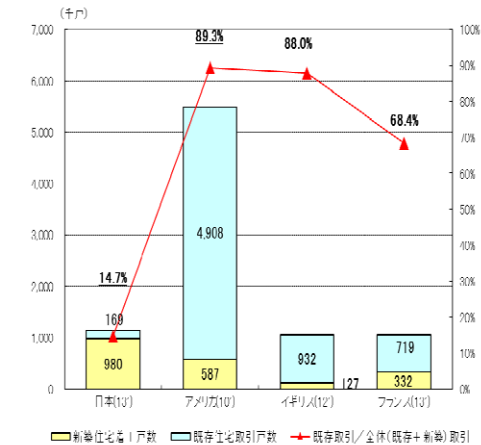
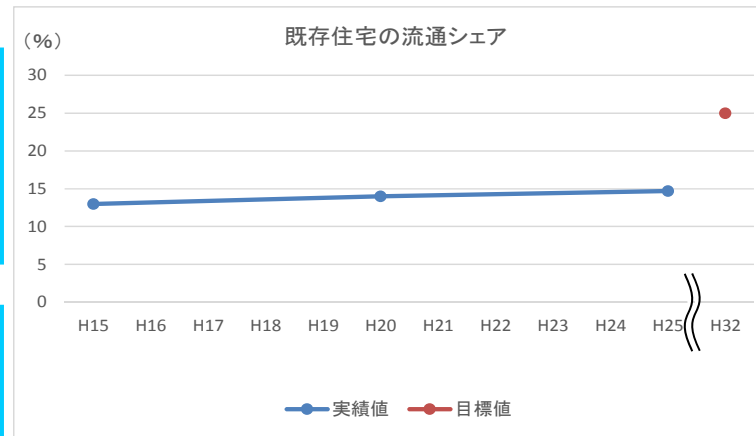
⑨ 既存住宅の流通シェア-1

目標値

既存住宅の流通シェア
 (既存住宅の流通戸数の新築を含めた全流通戸数に対する割合)
【H20:14% ⇒ H32:25%】

現状値

13%(H15) ⇒ 14%(H20)
⇒ 14.7%(H25)



(資料)住宅・土地統計調査(総務省)、住宅着工統計(国土交通省)

主な施策の概要

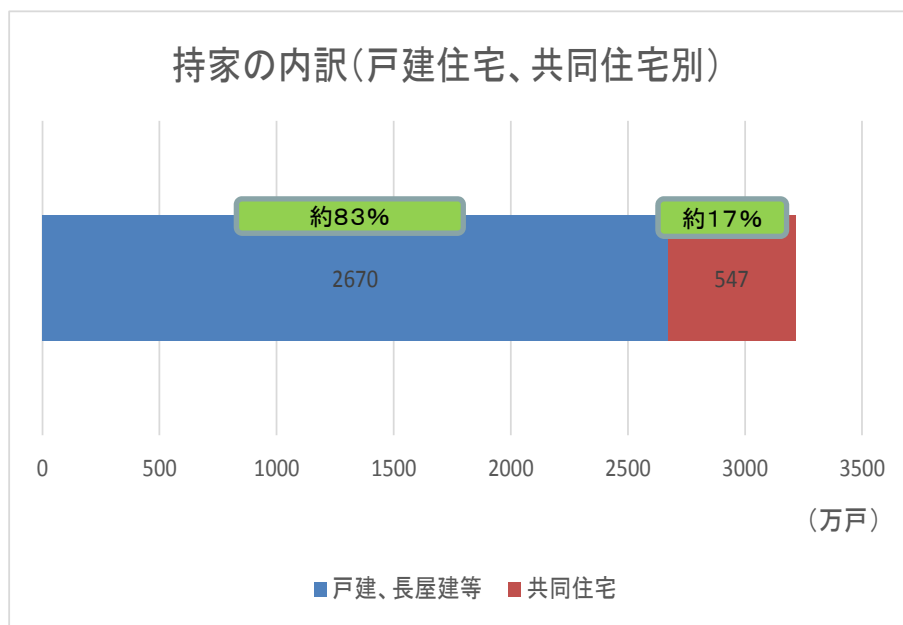
- 住宅ストック活用・リフォーム推進事業
 【平成25年度10億円、平成26年度11.09億円】
- 長期優良住宅化リフォーム推進事業
 【平成25年度補正予算20億円(6,458戸採択)、平成26年度予算176.1億円の内数(8,393戸採択)、平成26年度補正予算130億円(5,113戸採択)】
- 既存住宅売買かし保険
 【宅建業者販売タイプ申込み実績:H23→3,248 H24→1,941 H25→3,561 H26→6,822(単位:戸)
 個人間売買タイプ申込み実績:H23→1,319 H24→249 H25→499 H26→1,430(単位:戸)】
- 中古住宅売買時の利用を前提とした基礎的なインスペクションに関し、共通して実施することが望ましい事項をとりまとめた「既存住宅インスペクション・ガイドライン」を公表。
- 建物評価手法の構築と普及促進
 中古戸建て住宅について、取引市場における評価慣行を見直し、本来あるべき価値を適正に評価するため、宅建業者の建物評価手法の構築と、その取引市場への普及を図る。
 【平成25年度:17,862千円、平成26年度:16,609千円、平成27年度:予算なし】

⑨ 既存住宅の流通シェアー2

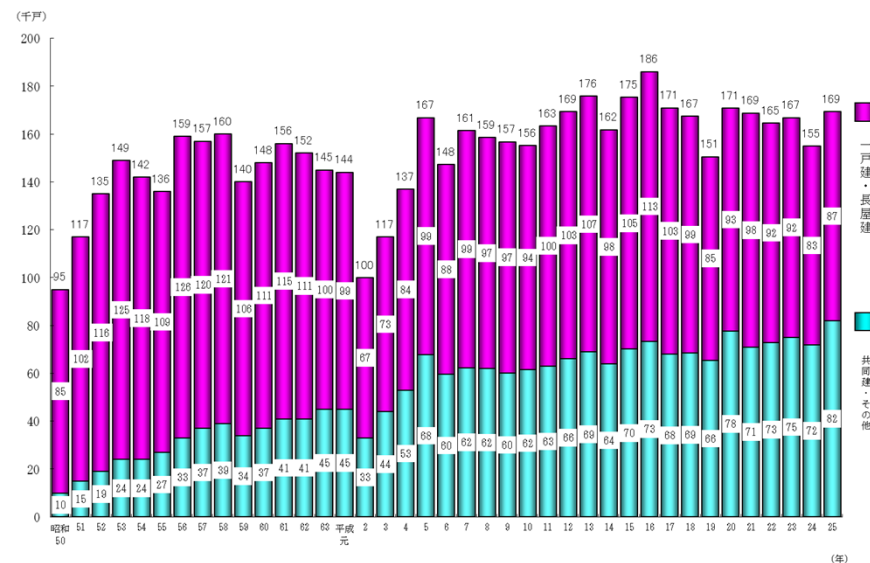
中古流通・リフォーム施策について

| | 中古流通 | | リフォーム | |
|-------------|--|---|--|--|
| | (質の確保) | (評価・保険等その他の施策) | (工事の適正化) | (性能の向上) |
| 制度整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○インスペクションガイドライン ○住宅履歴情報 (いえカルテ) ○既存住宅性能表示制度 | <ul style="list-style-type: none"> ○既存住宅売買瑕疵保険 ○建物評価手法の見直し ○空き家対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○リフォーム瑕疵保険 ○リフォーム見積相談 (すまいるダイヤル) ○リフォーム事業者団体登録制度 | <ul style="list-style-type: none"> ○長期優良住宅化リフォームの基準 |
| 支援措置 | <ul style="list-style-type: none"> ○インスペクションを活用した住宅情報の蓄積・利用【補助】 ○補助事業において <ul style="list-style-type: none"> ・インスペクション ・瑕疵保険 ・履歴整備 を補助対象 | <ul style="list-style-type: none"> ○買取再販時の税制見直し【税制】 ○省エネ住宅ポイント (既存住宅流通加算)【補助】 | <ul style="list-style-type: none"> ○補助事業において瑕疵保険を補助対象【補助】 | <ul style="list-style-type: none"> ○長期優良住宅化リフォーム推進事業【補助】 ○省エネ住宅ポイント【補助】 ○耐震改修補助【補助】 ○リフォーム税制【税制】 |

⑨ 既存住宅の流通シェア－3



既存住宅流通量(持家として取得した中古住宅数)



(資料)住宅・土地統計調査(総務省)

課題・今後の方向性(P)

中古マンションについては、流通が進んでおり、ボトルネックは中古戸建ての流通であると考えている。
 中古戸建て住宅の流通量が伸び悩んでいる原因として、これまで述べられてきた、消費者の新築志向、中古住宅に対する質の不安といった課題のほか、魅力ある商品としての中古戸建て住宅が少ないことが大きな要因の1つであると考えている。
 個別の支援施策は準備されてきており、今後は中古(戸建て)住宅が、市場で新築住宅に劣らないものとして魅力的な商品と映るよう、総合的な施策を現在検討中である。

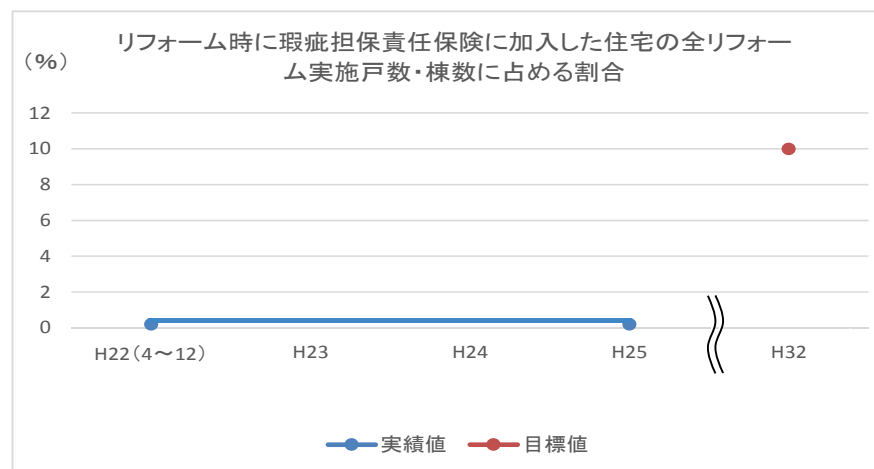
⑩リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の割合

目標値

リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合
【H22.4～H22.12:0.2% ⇒ H32:10%】

現状値

0.2%(H22.4～H22.12) ⇒0.2%(H25)



【資料）総務省「住宅・土地統計調査」】

主な施策の概要

○リフォーム工事に係る保険制度

【H23:リフォーム瑕疵保険2,123戸、大規模修繕瑕疵保険429棟、H24:リフォーム瑕疵保険2,628戸、大規模修繕瑕疵保険536棟、H25:リフォーム瑕疵保険2,638戸、大規模修繕瑕疵保険810棟、H26年:リフォーム瑕疵保険2,493戸、大規模修繕瑕疵保険618棟(申込実績)】

課題・今後の方向性(P)

安心してリフォームを実施できる市場環境整備に向けて、既存施策を着実に推進するとともに、ニーズに応じた新たな瑕疵保険商品の開発、保険法人等の開発主体や他制度との連携による普及啓発等の取組を行う。

⑪住宅の利活用期間

【資料】総務省「住宅・土地統計調査」

目標値

住宅の利活用期間

- ①「滅失住宅の平均築後年数」
【H20:約27年 ⇒ H32:約40年】
- ②「住宅の滅失率(5年間に滅失した住宅戸数の住宅ストック戸数に対する割合)」
【H15~20:約7% ⇒ H27~32:約6%】

現状値

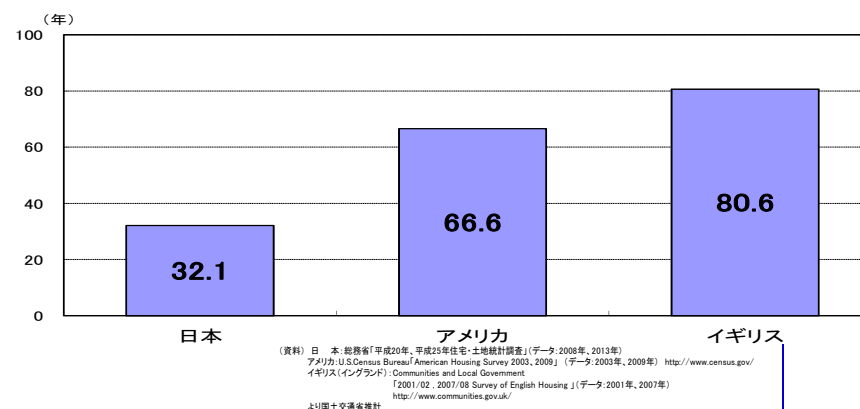
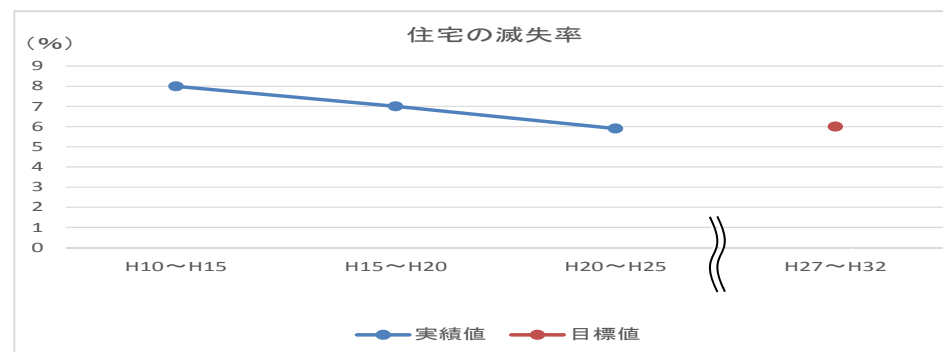
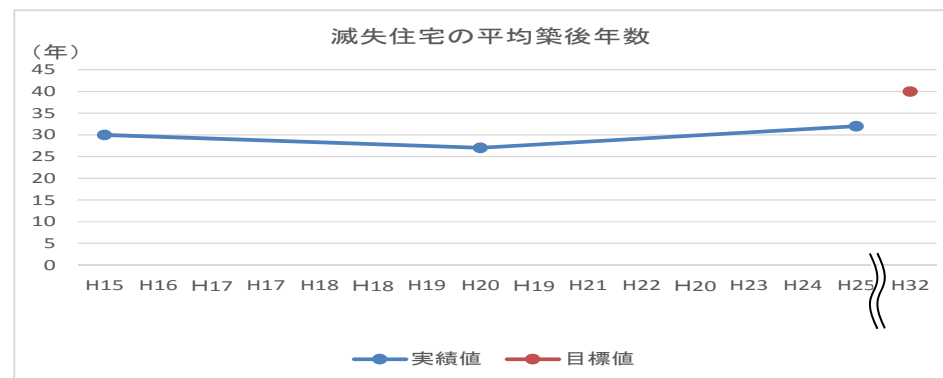
- ①【H15:約30年 ⇒ H20:約27年⇒H25:約32年】
- ②【H10~15:約8%⇒H15~20:約7% ⇒H20~25:約5.9%】

主な施策の概要

- 長期優良住宅化リフォーム推進事業
【平成25年度補正予算20億円(6,458戸採択)、平成26年度予算176.1億円の内数(8,393戸採択)、平成26年度補正予算130億円(5,113戸採択)】
- 住宅履歴情報の整備

課題・今後の方向性(P)

住宅の滅失率は、目標値を達成しており、滅失住宅の平均築後年数も、目標の達成に向け概ね順調に推移している。良質なストック形成の更なる促進に向けて、既存施策について拡充を図っていく。



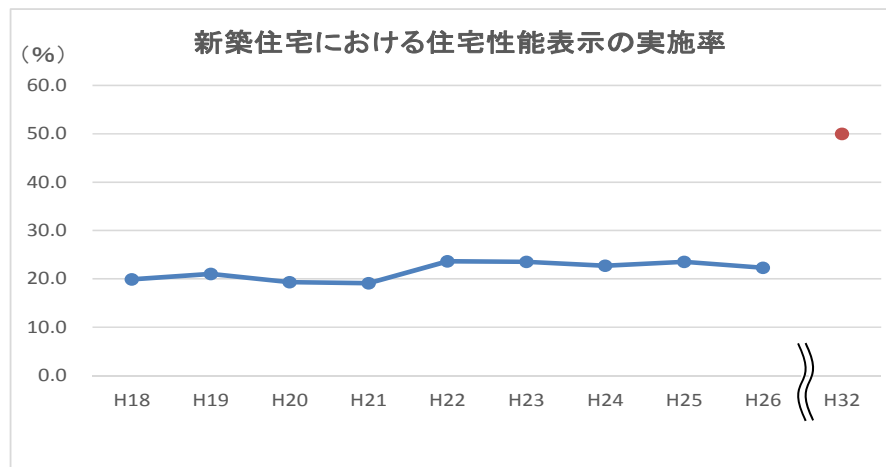
⑫住宅性能表示の実施率(新築)

目標値

新築住宅における住宅性能表示の実施率
 (設計評価戸数/着工戸数)
【H21:19% ⇒ H32:50%】

現状値

【H17:16% ⇒ H21:19% ⇒ H25:23.5%】



【国土交通省調べ】

主な施策の概要

- 住宅性能表示制度(平成14年12月～)の普及啓発(対消費者・事業者)
 インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等
- 住宅性能表示を受けた住宅に対する地震保険料の軽減、(独)住宅金融支援機構の証券化支援事業(フラット35)に係る物件検査や瑕疵保険、長期優良住宅に係る手続きの簡素化
- 制度の普及促進のため、平成25年度の制度改正において、省エネ基準改正に伴う改正、液状化に関する情報提供の仕組みの整備及び必須評価事項の見直しを実施

課題・今後の方向性(P)

(課題)

主な課題は在来木造工法による一戸建住宅及び賃貸共同住宅における利用率が低いことであるため、中小工務店や賃貸共同住宅の所有者等に向けた普及活動が必要である。

(今後の方向性)

消費者や住宅生産者等利用者にとって、わかりやすく、使いやすい制度とするためには、住宅全般に対するニーズに加え、住宅の属性ごとの利用者のニーズについても把握することが重要であり、これらを踏まえ、制度・基準の更なる見直しに着手する必要がある。

住宅の取得に関心のある者に対して、インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、より一層の制度の周知を図り、住宅の消費者による制度の活用を引き続き促進する。

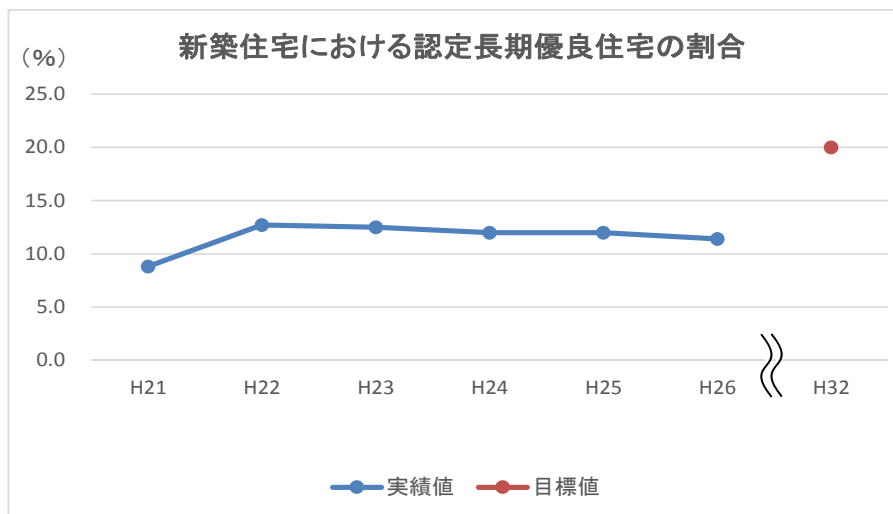
⑬新築住宅における認定長期優良住宅の割合

目標値

新築住宅における認定長期優良住宅の割合
【H21.6～H22.3:8.8% ⇒ H32:20%】

現状値

【 H21.6～H22.3 :8.8%⇒H25:12.0%】



【国土交通省調べ】

主な施策の概要

- 規則の改正により、平成22年6月より長期優良住宅の認定に係る書類の簡素化等を実施
- 平成26年度税制改正において、長期優良住宅に対する税制上の特例措置(登録免許税、不動産取得税、固定資産税)の適用期限を2年延長し、引き続き長期優良住宅の普及を促進
- インターネットや新聞・雑誌、パンフレットや事例集等による制度のメリットのPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等の実施

課題・今後の方向性(P)

(課題)

主な課題は共同住宅における普及であり、ボトルネックとなっている基準等について、検証が必要である。

(今後の方向性)

住宅の取得に関心のある者に対して、必ずしも十分に制度が認知されていないため、インターネットやパンフレットや事例集等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、より一層の制度の周知を図り、住宅の消費者による制度の活用を引き続き促進する。

⑭子育て世帯の誘導居住面積水準達成率

目標値

⑪子育て世帯の誘導居住面積水準達成率

※子育て世帯：2人以上で世帯主又はその配偶者以外に18歳未満の者がいる世帯。

※誘導居住面積水準：

- ・都市居住型 3人：75㎡、4人：95㎡ 等
- ・一般型 3人：100㎡、4人：125㎡ 等（3～5歳児がいる場合は5㎡減等）

【全国40%(H20)⇒50%(H27),大都市35%(H20)⇒50%(H32)】

現状値

全国：42%(H15)⇒40%(H20)⇒41.9%(H25)

大都市：37%(H15)⇒35%(H20)⇒37.3%(H25)

主な施策の概要

○都市再生機構による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進

○住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進

【証券化支援事業：平成22年度：114,798戸、平成23年度：110,650戸、平成24年度：84,567戸、平成25年度：72,676戸、平成26年度：64,770戸】

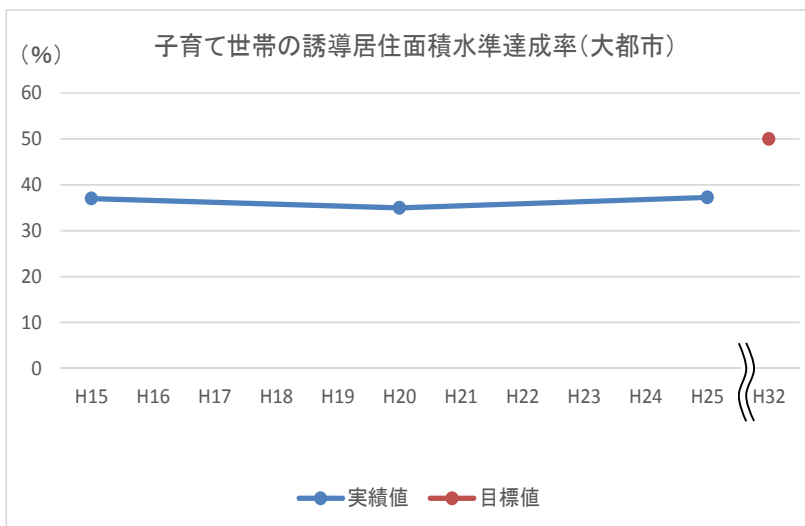
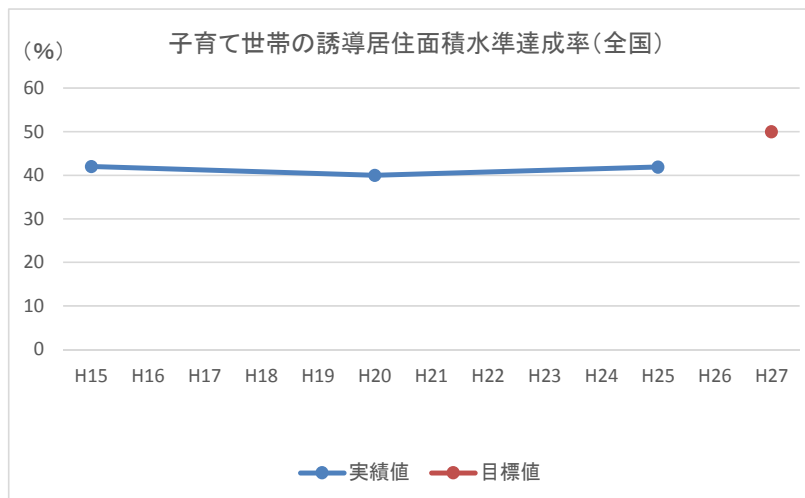
○高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進

【移住・住みかえ支援機構「マイホーム借上げ制度」：入居者決定 平成23年3月末 239件、平成24年3月末 301件、平成25年3月末390件、平成26年3月末506件、平成27年3月末658件】

課題・今後の方向性(P)

世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を進めていく。

住宅ローン減税、住宅用家屋の所有権の保存登記に係る登録免許税の特例措置等の延長・拡充や、買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置を新たに講じる。



【資料】総務省「住宅・土地統計調査」

⑮最低居住面積水準未満率

目標値

最低居住面積水準未満率……【4.3% (H20) ⇒ 早期に解消】

※最低居住面積水準未満率：
単身者 25㎡、2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡

現状値

【H15:4.6% ⇒ H20:4.3% ⇒ H25:4.2%】

主な施策の概要

○都市再生機構による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進

○住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進
【証券化支援事業
平成22年度:114,798戸、平成23年度:110,650戸、平成24年度:84,567戸、平成25年度:72,676戸、平成26年度:64,770戸】

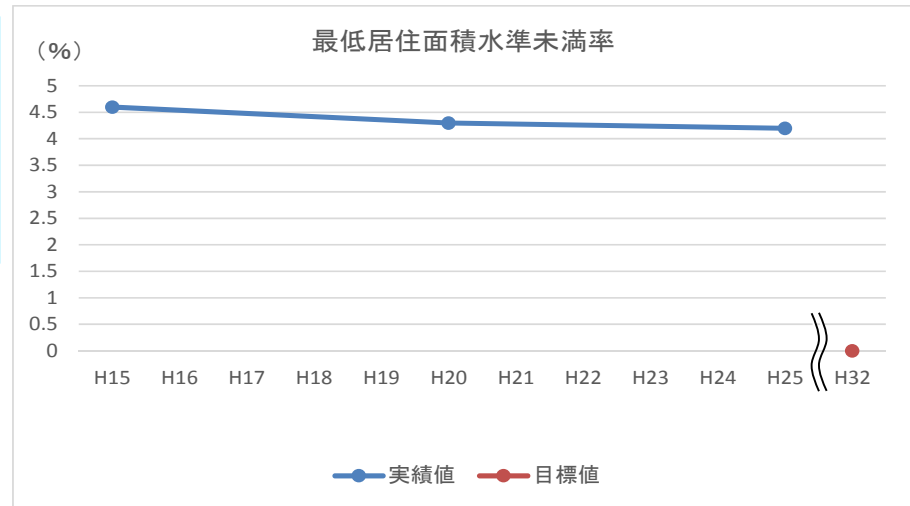
○高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進

【移住・住みかえ支援機構「マイホーム借上げ制度」
入居者決定 平成23年3月末 239件、平成24年3月末 301件、平成25年3月末 390件、平成26年3月末506件、平成27年3月末658件】

○低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進
【公営住宅の新規整備戸数実績
H21→16,586 H22→15,783 H23→14,193 H24→15,320 H25→18,142(戸)】

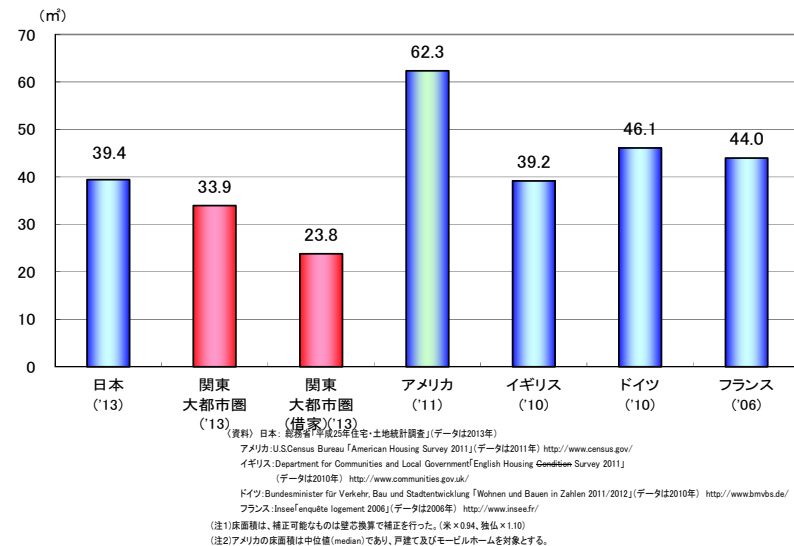
課題・今後の方向性(P)

世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を進めていく。
住宅ローン減税、住宅用家屋の所有権の保存登記に係る登録免許税の特例措置等の延長・拡充や、買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置を新たに講じる。



【資料】総務省「住宅・土地統計調査」

参考 一人当たり住宅床面積の国際比較



①6 高齢者のいる住宅のバリアフリー化率

目標値

高齢者のいる住宅のバリアフリー化率

- 1) 一定のバリアフリー 【37%(H20)⇒75%(H32)】
※一定: 2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消
- 2) 高度のバリアフリー 【9.5%(H20)⇒25%(H32)】
※高度: 2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれも該当

現状値

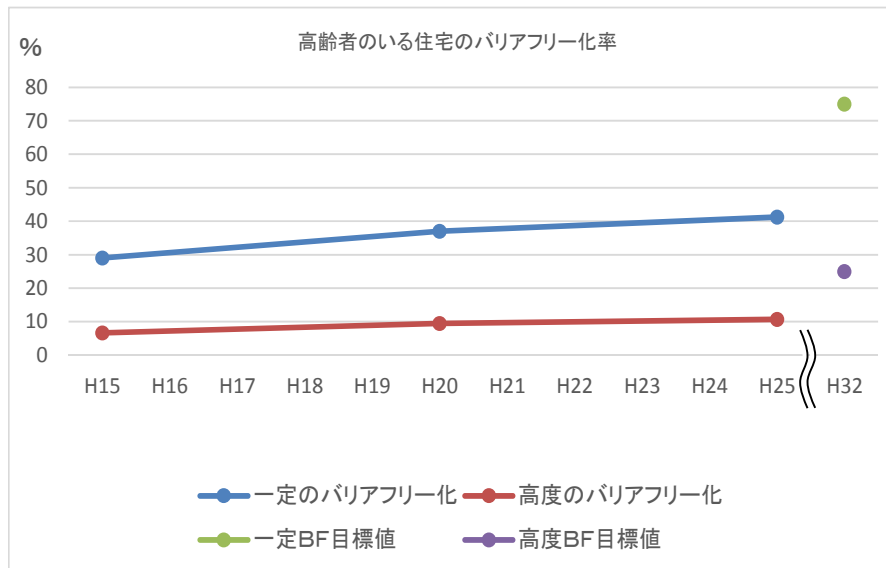
- 1) 一定のバリアフリー 【29%(H15)⇒37%(H20)⇒41.2%(H25)】
- 2) 高度のバリアフリー 【6.7%(H15)⇒9.5%(H20)⇒10.7%(H25)】

主な施策の概要

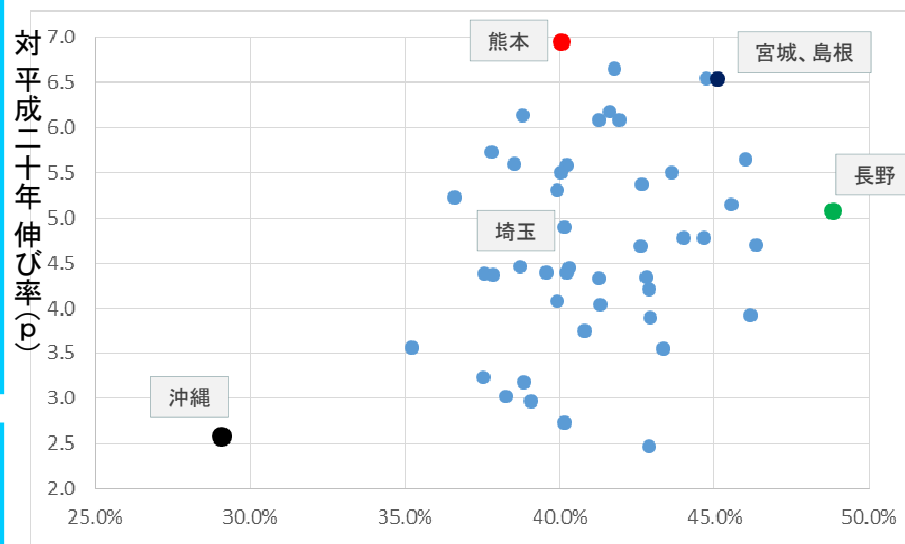
- バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進
【実績値(サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数)
H24.3→31,094 H25.3→109,239 H26.3→146,544 H27.3→177,722(単位:戸)】
【予算額(スマートウェルネス住宅等推進事業※)
(※H25までは高齢者等居住安定化推進事業として実施)
H23→32,500 H24→35,500 H25→34,000 H26→34,000 H27→32,000 (単位:百万円)】
- バリアフリー対応の公営住宅等の供給を促進
【公営住宅の新規整備戸数実績
H21→16,586 H22→15,783 H23→14,193 H24→15,320 H25→18,142(戸)】
- 既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進
【バリアフリー化の図られたストック戸数
H25→1,025,642戸】
- 住宅エコポイント・省エネ住宅ポイントにおいて、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とした。

課題・今後の方向性(P)

サービス付き高齢者向け住宅の供給等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。



【資料】総務省「住宅・土地統計調査」



【都道府県別 H25一定のバリアフリー化率】

方向性

- 現行計画の「成果指標」「観測・実況指標」「意識・意向指標」の構成と設定の考え方は維持する
 - 個別の指標については、現行計画の指標を前提としつつ、必要な見直しを行う
 - 成果指標については、目標の達成状況をよりの確にフォローできるものとする観点から、目標の達成との因果関係や技術的に設定が可能か否か等を検証した上で、
 - ①新たな成果指標の設定
 - ②現行計画の成果指標の観測・実況指標、意識・意向指標への移行
 - ③現行計画の成果指標の廃止 を検討する
- （例えば、現行計画において、①目標の達成状況を直接的に測定する指標と②個別施策の進捗状況を測定する指標が混在する場合、②については観測・実況指標に移行するなど
 ①の例：既存住宅の流通シェア等、②の例：リフォーム瑕疵保険の加入割合等

現行計画における成果指標の設定の考え方

目標の全国的な達成状況を定量的に測定するために設定

- ①全国的・社会的に重要な項目
(地域性が大きい項目は都道府県計画等による目標設定を想定)
- ②統計データにより現状把握・フォローアップが可能な項目
(データ不足の項目は統計調査の充実を目指す)

目標値の設定

閣議決定

設定する

対象

現行計画における観測・実況指標、意識・意向指標の考え方

○観測・実況指標

- ①価格に関する指標等、直ちには目標足り得ないものの、行政が市場の歪みや問題の発生を観測し、要因の分析や対応策の検討に資するものとして必要となる指標
- ②市場規模や大工就業者数等、行政が住宅市場や住宅産業の担い手の状況などを把握するうえで重要な指標

設定しない
(現況値のみ)

対象外

○意識・意向指標

国民の住生活の総体や個別課題に対する評価(満足度等)やニーズ(重視度、意向等)を表す指標

社会資本整備審議会答申（平成17年9月26日）新たな住宅政策に対応した制度的枠組みについて（抄）

Ⅱ. (1) 4. ④成果指標の位置づけ

(成果指標の役割と考え方)

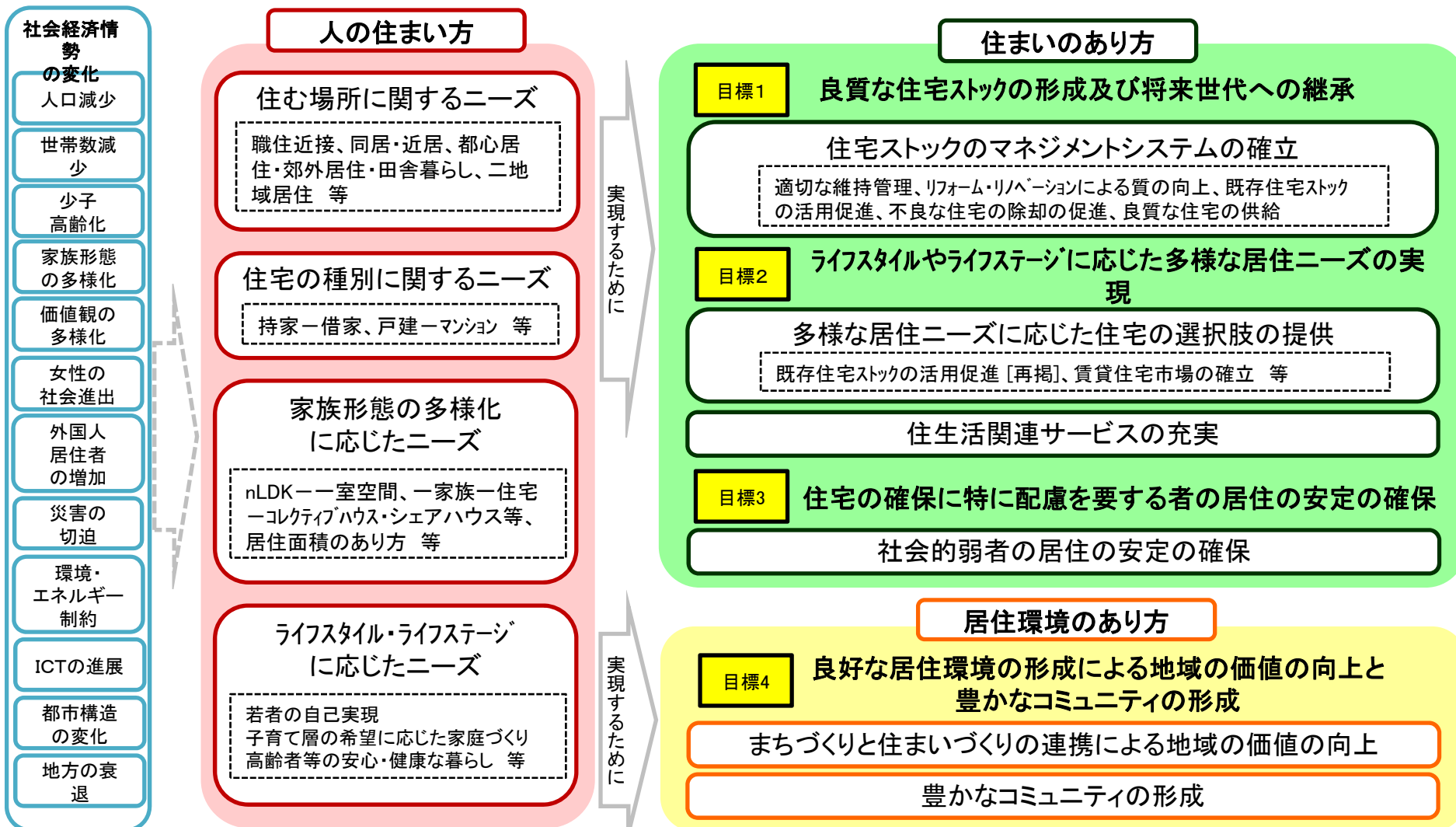
成果指標の有している機能の1つは、「基本目標」の達成状況を評価し、施策の効果をわかりやすく国民に示す機能であり、もう1つは、市場に提示することで個人の居住の選択や事業者による住宅の供給・居住サービスの提供等に際しての判断指針として、「豊かな住生活の実現」に誘導する機能である。

成果指標の設定に当たっては、指標の達成又は向上につながる具体的施策を伴うものとし、達成度合いを的確にフォローできるよう可能な限り定量的なものとするべきである。

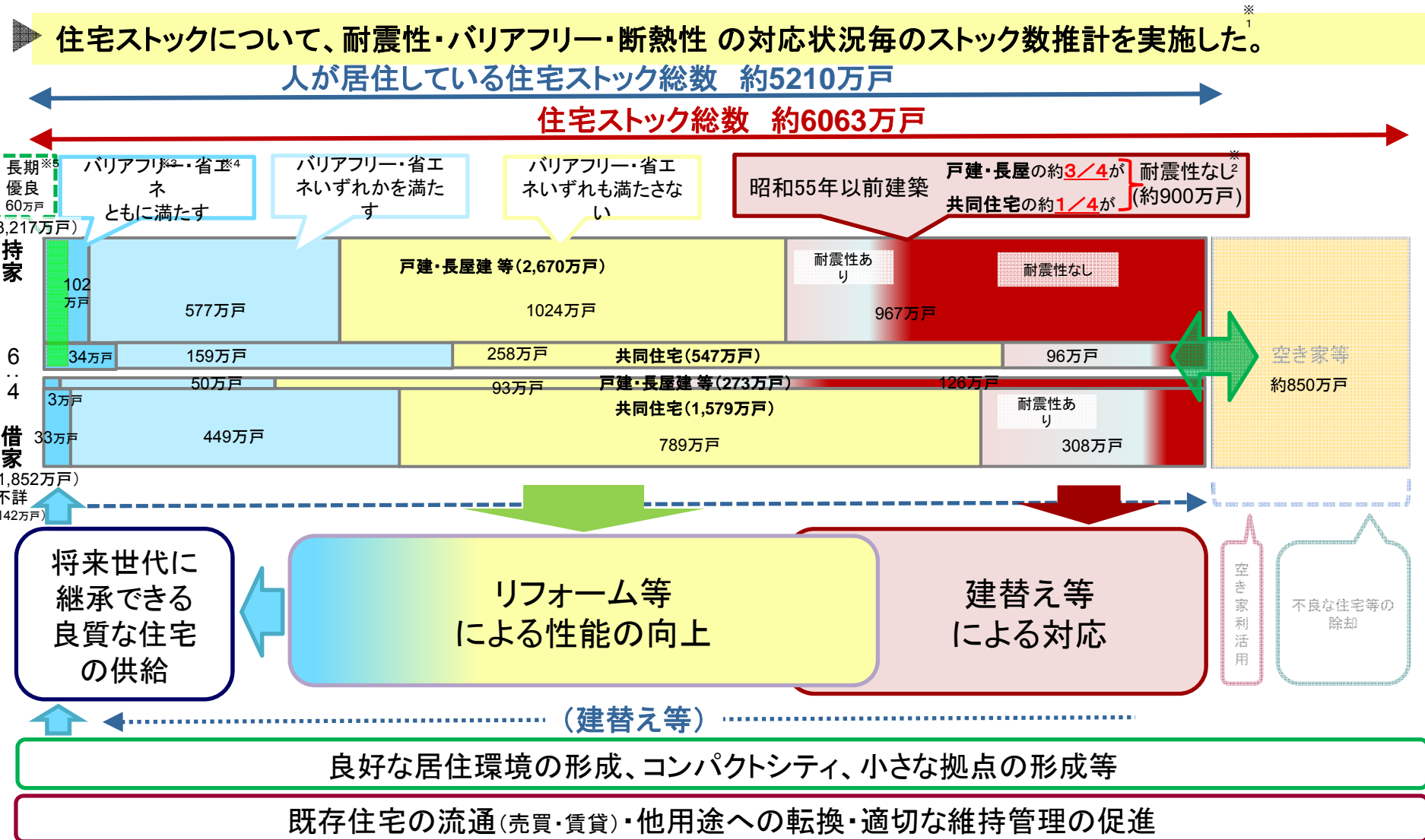
また、国は、一般的・基礎的な事項について、指標・目標（目標年次及び目標値）を定めることになるが、地方公共団体において、地域特性を踏まえた指標・目標を設定するとともに、事業者においても、これらを参考に指標・目標を定めることが期待される。

なお、価格に関する指標等、直ちには目標足り得ないものの、行政が市場の歪みや課題の発生を観測し、要因の分析や対応策の検討に資するものとして必要となる指標（観測指標）についても充実・見直しを図っていくべきである。

人口・世帯数の減少、少子高齢化等、我が国の社会経済情勢が変化し、国民の居住ニーズが多様化していく中で、国民が真に豊かさを実感できる社会を形成するために、**豊かで持続可能な住生活を実現**する。



【参考：住宅宅地分科会】既存ストックの現状について①



※1 持家・借家別の戸数には、建築時期が不詳であるものについては按分して加算している。
 ※2 建築時期が昭和55年以前の「耐震性なし」とされているストック数については、国土交通省推計による建て方別の耐震割合をもとに算定を行った。
 ※3 「バリアフリーを満たす」とは、住宅・土地統計調査データにおいて、住宅性能表示制度における高齢者等配慮対策 等級2相当（段差のない室内+トイレ・浴室の手すりあり）を満たしていることを判断基準とした。
 ※4 「省エネを満たす」とされているストック数は、平成4年省エネルギー基準（住宅性能表示制度 断熱等性能等級3相当）を達成しているものとし、国土交通省推計による建築時期毎の達成割合をもとに算定を行った。
 ※5 「長期優良（住宅戸数）」は、特定行政庁から報告のあった新築の認定件数を積み上げたものとし、かつ、すべて持家と仮定してストック数の算定を行った。取消や変更の届出等は反映していない。

【参考：住宅宅地分科会】既存ストックの現状について②

高齢単身・高齢夫婦世帯が居住する住宅ストック数と全体の居住ストック数に占める割合

| | | バリアフリー ・省エネとも 満たす | いずれかを満たす | | バリアフリー ・省エネとも 満たさず | 昭和55年 以前建築 | 合計 |
|----|-------------|-------------------------|-----------------|-----------------|--------------------------|------------------|-------------------|
| | | | バリアフリー | 省エネ | | | |
| 持家 | 戸建・ 長屋建等 | 15.6万戸 15.2% | 22.9万戸 21.4% | 60.1万戸 12.8% | 224.3万戸 21.9% | 413.7万戸 42.8% | 736.5万戸 27.6% |
| | 共同 住宅 | 5.3万戸 15.8% | 6.3万戸 21.1% | 14.9万戸 11.6% | 48.1万戸 18.6% | 38.2万戸 39.8% | 112.9万戸 20.7% |
| 借家 | 戸建・ 長屋建等 | 0.7万戸 23.3% | 0.6万戸 24.0% | 4.5万戸 9.4% | 12.5万戸 13.4% | 40.2万戸 31.9% | 58.6万戸 21.5% |
| | 共同 住宅 | 12.1万戸 36.4% | 13.8万戸 35.4% | 18.6万戸 4.5% | 63.7万戸 8.1% | 88.0万戸 28.6% | 196.3万戸 12.4% |
| 合計 | | 33.7万戸 19.6% | 43.6万戸 24.4% | 98.1万戸 9.3% | 348.6万戸 16.1% | 580.1万戸 38.8% | 1104.3万戸 21.8% |

国土交通省推計

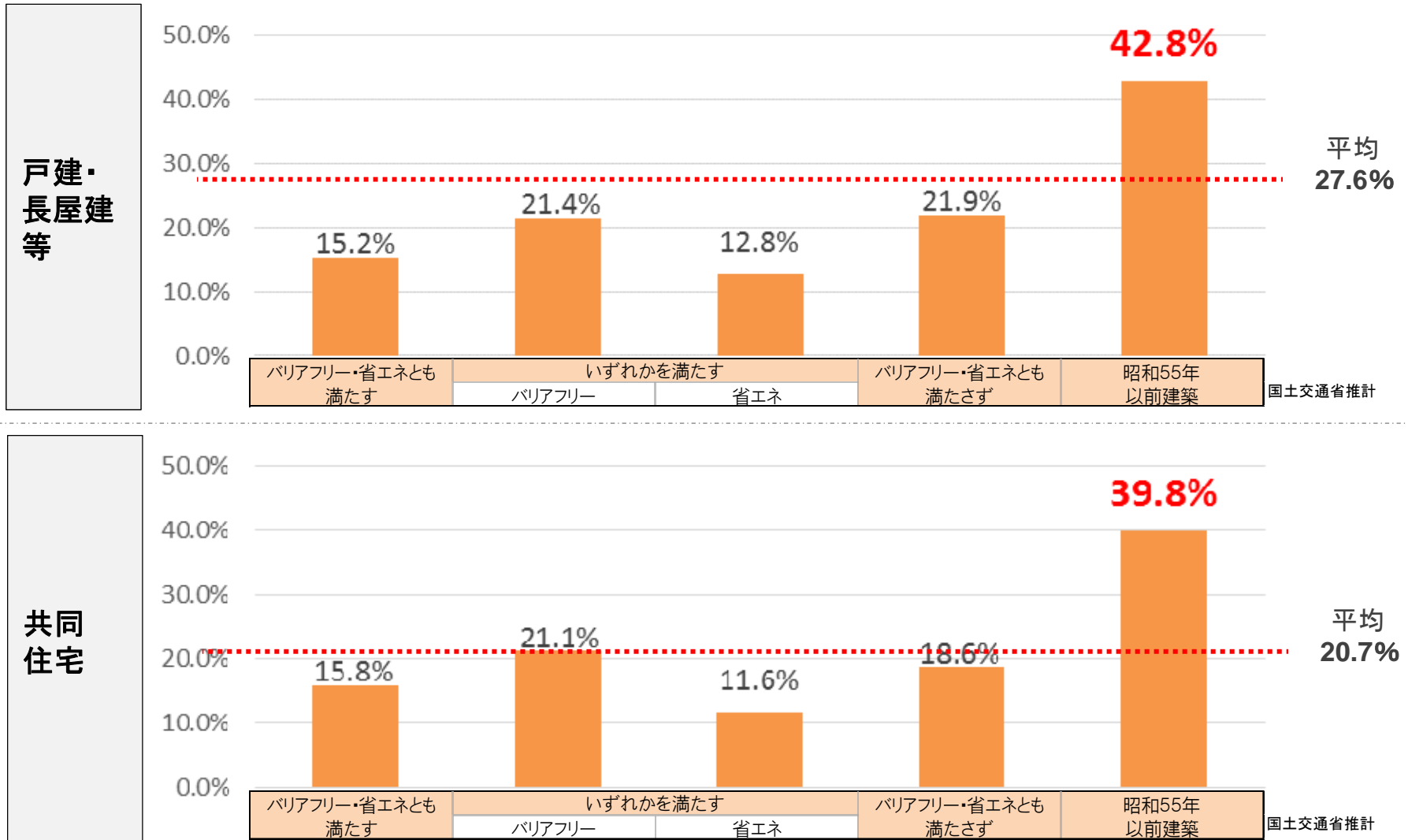
※「バリアフリーを満たす」とは、住宅・土地統計調査データにおいて、住宅性能表示制度における高齢者等配慮対策 等級2相当（段差のない室内＋トイレ・浴室の手すりあり）を満たしていることを判断基準とした。

※「省エネを満たす」とされているストック数は、平成4年省エネルギー基準（住宅性能表示断熱等性能等級3相当）を達成しているものとし、国交省推計による建築時期毎の達成割合をもとに算定を行った。

※「高齢単身」は65歳以上の単身世帯、「高齢夫婦」は夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦のみの世帯をいう。

【参考:住宅宅地分科会】既存ストックの現状について③

高齢単身・高齢夫婦世帯が居住する住宅ストックが全体の居住ストックに占める割合

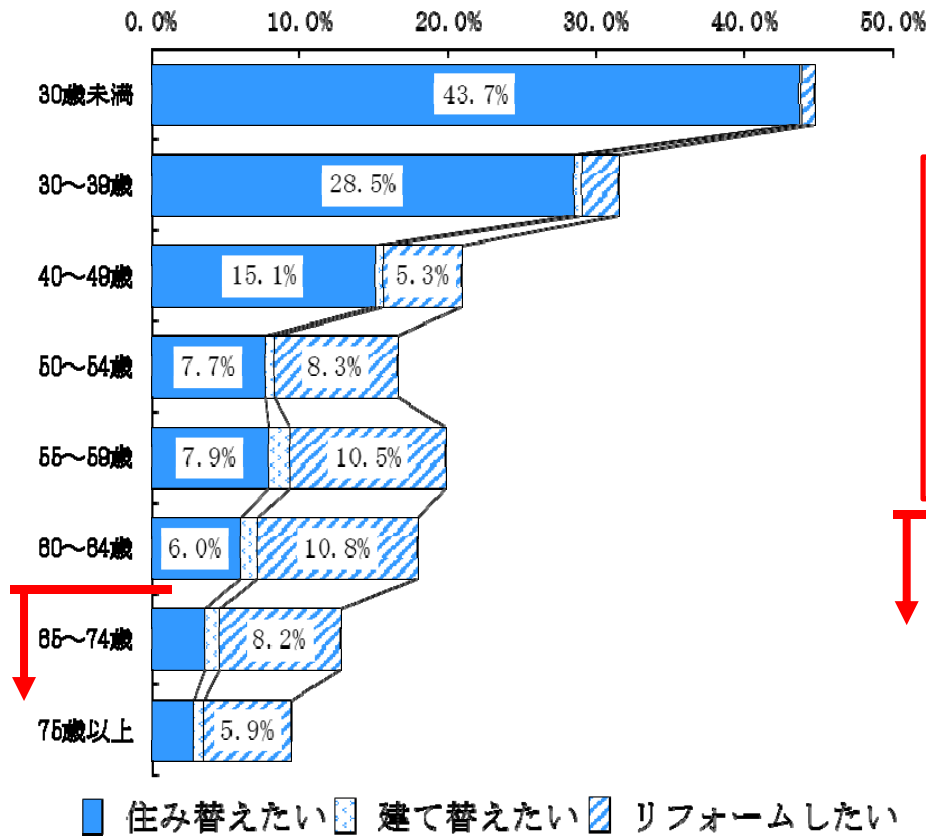


※「バリアフリーを満たす」とは、住宅・土地統計調査データにおいて、住宅性能表示制度における高齢者等配慮対策 等級2相当(段差のない室内+トイレ・浴室の手すりあり)を満たしていることを判断基準とした。
 ※「省エネを満たす」とされているストック数は、平成4年省エネルギー基準(住宅性能表示断熱等性能等級3相当)を達成しているものとし、国交省推計による建築時期毎の達成割合をもとに算定を行った。
 ※「高齢単身」は65歳以上の単身世帯、「高齢夫婦」は夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦のみの世帯をいう。

【参考：住宅宅地分科会】既存ストックの現状について④

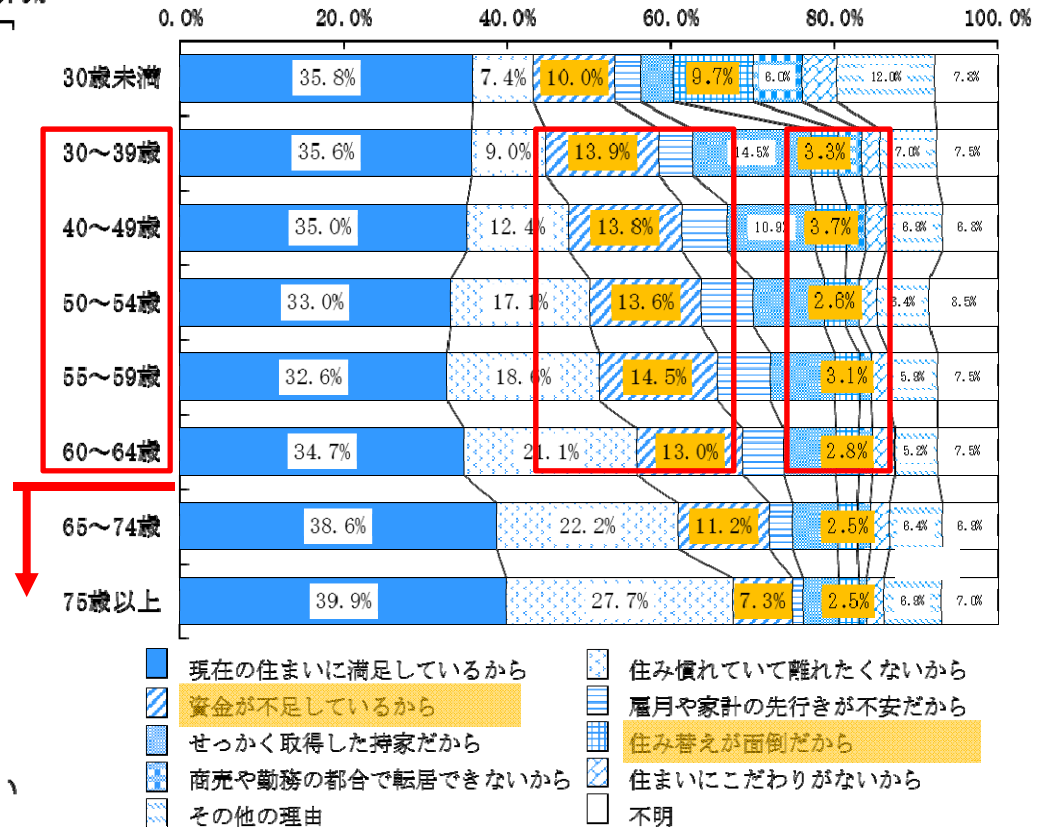
年齢別 住み替え・建替・リフォーム意向

▶ 持家・借家は区別せず、全世帯を対象としています



家計主の年齢別の住み替え・改善意向

(出典)平成25年 住生活総合調査



家計主の年齢別の今後の住み替え・改善意向のない理由

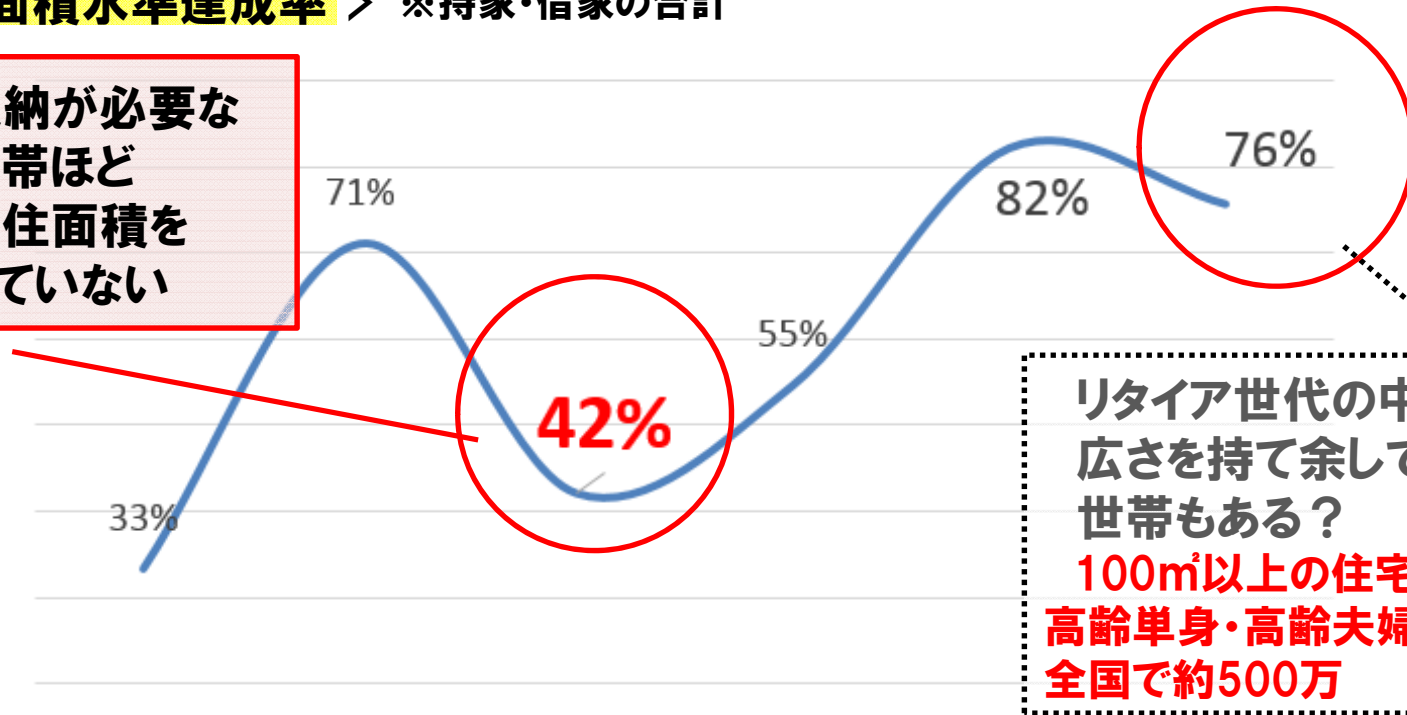
(出典)平成25年 住生活総合調査

【参考：住宅宅地分科会】既存ストックの現状について⑤

ライフステージ毎の住宅ストック①

＜誘導居住面積水準達成率＞ ※持家・借家の合計

部屋や収納が必要な子育て世帯ほど十分な居住面積を確保できていない



リタイア世代の中には広さを持て余している世帯もある？
100㎡以上の住宅に住む高齢単身・高齢夫婦世帯は全国で約500万

ライフステージの変遷

| | 若年単身 (~29歳) | 2人夫婦 (高齢夫婦以外) | 子育て期 (長子18歳未満) | 子離れ期 (長子18歳以上) | 高齢夫婦 | 高齢単身 |
|-------|----------------|------------------|-------------------|-------------------|------|------|
| 一般型 | 55㎡ | 75㎡ | ~100㎡ | ~125㎡ | 75㎡ | 55㎡ |
| 都市居住型 | 40㎡ | 55㎡ | ~75㎡ (3人の場合) | ~95㎡ (4人の場合) | 55㎡ | 40㎡ |

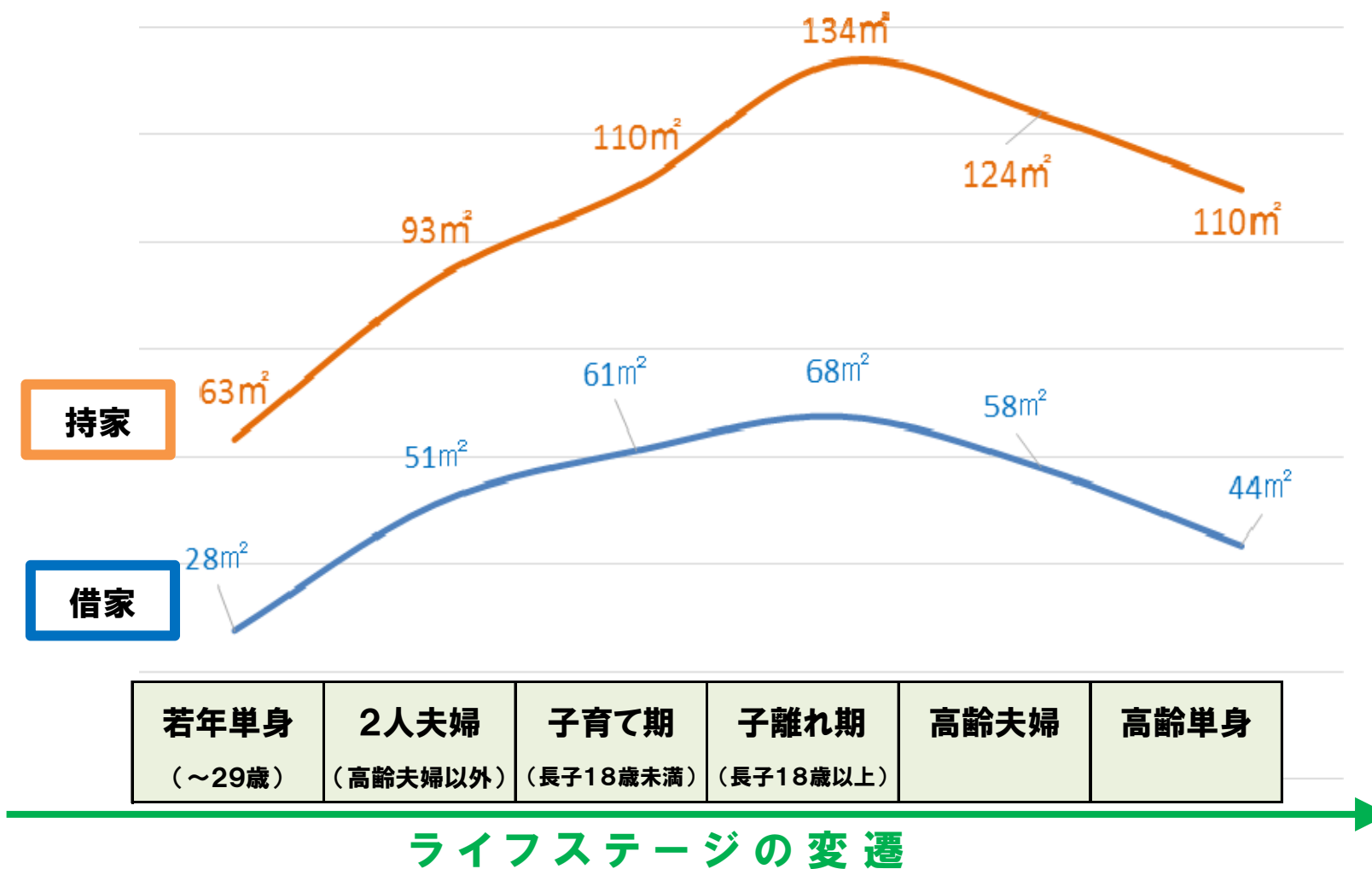
参考

(出典)平成25年住宅・土地統計調査から集計
 ※「子育て期」は夫婦と長子の年齢が18歳未満の世帯を対象としている。「子離れ期」は夫婦と長子の年齢が18歳以上の世帯を対象としている。
 ※「高齢単身」は65歳以上の単身世帯、「高齢夫婦」は夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦のみの世帯をいう。

【参考:住宅宅地分科会】既存ストックの現状について⑥

ライフステージ毎の住宅ストック ②

< 住宅当たり延べ面積 > ※持家・借家別



(出典)平成25年住宅・土地統計調査から集計

※ 「子育て期」は夫婦と長子の年齢が18歳未満の世帯を対象としている。「子離れ期」は夫婦と長子の年齢が18歳以上の世帯を対象としている。

※ 「高齢単身」は65歳以上の単身世帯、「高齢夫婦」は夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦のみの世帯をいう。

平成27年度とりまとめ政策レビュー委員ご意見

テーマ名 住生活基本計画

| | 委員 | ご意見・ご質問 | 今後の対応方針 |
|--|------------|---|---|
| H27.4.24 第35回政策評価会 (※は机上メモ) | 上山委員 | 指標の全体的な状況変化を数字で捉えることだけをやっているも、なかなかレビューにならないと思う。そういう意味では、耐震とか、景観とかのテーマに対してどんな政策手段を持っているのかの洗い出しが必要。 | ・計画における各目標に対応する各種施策の実施状況に関しては、政策チェックアップや、フォローアップに基き、洗い出しが可能と考えている。 |
| | | 課題、政策手段はわりと簡単に洗い出しできる。指標の変化も数字で出せる。政策手段の変化も、整理すればちゃんと出せると思う。そういう棚卸しの作業を一回やっていただいて、その上で、テーマ別に今後の課題が出てきて、というある種のロジックモデルによるオーソドックスな作業を積み上げていただければ、ちゃんとまとまるのかなと思う。 | ・委員の御指摘を踏まえ、作業を進めていく。 |
| | | レビューなので、指標なんかも、そもそもこの目標値そのものが妥当なのかということまで入ってくる。海外における改善のスピード等との国際比較が必要。絶対値で単にどっちがいい悪いと言ってしまうのがないが、改善のスピードとか、レベルとか、そのあたりの国際比較が要る。 | ・国際比較が可能な指標については、評価の際にこれを取り入れて参りたい。 |
| | | 目標値とのギャップというのは言いわけの山になってしまうので、それは否定しないが、もうちょっと別の切り口から見てみるという作業をぜひお願いしたい | ・各委員から御指摘いただいたように、国際比較や地域別といった観点からの評価を、一部の指標において取り入れて参りたい。 |
| | | ※計画に沿ってやった事業・施策のリストとそれぞれに使った予算を10年くらい洗い出して見える化し、指標の変化との関係を分析する。なお、予算以外の政策手段についても同様。重要指標テーマ(耐震率など)については、原因分析、ステークホルダー、分析、関連政策、主体、制度の洗い出しが必要。 | ・政策チェックアップの事前分析表や、行政事業レビュー、フォローアップを用いることで、過去数年分の施策の予算・その他政策手段について洗い出しが可能と思われる。 |
| | | ※章立ては以下のような感じか 1. 日本の住宅の現状 2. 過去からの変化 3. 課題別の政策手段リスト(規制、予算など) 4. 1～3を総合して今後どうするか 5. ステークホルダー別政策課題 | ・章立ての参考とさせて頂きたい。 |
| | 佐藤委員 | (退席) | |
| | 加藤委員 | 地域によって随分状況が違ってきているというのがあるので、その違いとか格差みたいなものを調べるべきだと思う。その際に、都道府県とか地方自治体レベルで分析することで足りないのではないかとこの気がして、都市なら都市の端々などをうまく共通化視点で分析するとかについて少し問題意識を持って整理をした上で、評価するというのが必要。 | ・都道府県別で分析することが可能な指標については、評価の際にこれを取り入れて参りたい。 ・地域別での比較が可能な指標があるか、都道府県・地方自治体レベルではない切り口(例えば、大都市圏と地方)から指標を取ることができるか、検討を進めて参りたい。 |
| | | 地方創生の流れの中で、この過去5年ぐらいのものというのがどう中間的に位置づけられて、今後、そういったものにどう貢献できるのかといったところについても評価していい。 | ・委員の御指摘を踏まえ、作業を進めていく。 |
| | | 地下鉄の駅が混んでいるとか、デベロッパー側の意図、住宅開発者の意図みたいなものと、それから、鉄道とか交通とかのインフラの整備というものがうまくマッチしていないから、そういう問題が起こっているのかなという気がして、住宅の問題だけで問題を捉えていくと、その周辺で起こっている波及効果とか外部不経済みたいなものがうまく捉えられなくなるかなという懸念があるので、そういうのが指摘されるような仕組みがもう少しつくれるのであれば、前向きに評価していただけるとありがたい。 | ・基本計画の改定にあたっては、住宅局内だけではなく、他省庁や国交省の他部局からも意見を伺い、改定の参考としていく予定である。 |
| | 白山委員 | オーソドックスに、そもそもどういう政策があって、その効果がどうだったのかとか、この辺をまとめていけば、うまくまとまると思う。 | ・委員の御指摘を踏まえ、作業を進めていく。 |
| | | 分科会の件でも同じような分析をやると思うので、それらについては情報を共有してほしい。 | ・分科会と政策レビューでの議論状況につき、情報共有する。 |
| ※国交省の政策は何なのかを明確にする。 | | ・委員の御指摘を踏まえ、作業を進めていく。 | |
| ※政策(法律、財政全般) ↓ 民間会社の業務改善(民間市場) ↓ 需要者 | | ・委員の御指摘を踏まえ、作業を進めていく。 | |
| 山本委員 | ※空き家対策が重要。 | ・次期計画の指標として、空き家関連の指標を設けることを検討する。 | |
| 田辺委員 | | | |
| | | 前回レビューからの継続性が必要。何が変わったか、変わってないか。進んでいるもの、相変わらず進んでいないものをきちんときちんと評価する。ロジックモデルで政策体系を整理し、どのような手段を持っているかを示すこと。自治体が絡んでいる施策についてはそのことが進捗に影響してないか。空き家対策はどういう扱いか。 | ・今後の検討作業において、前回レビューでの課題・方向性等も勘案して検討を行う。 ・次期計画の指標として、空き家関連の指標を設けることを検討する。 |
| | | 例えば、耐震化については、自治体が行う施策の部分と、国が直轄で出来る施策の整理を行うべき。 | ・施策の整理を進めていく。 |
| | | 何がボトルネックになっているかを含めて整理すべき。 | ・課題の整理を進めていく。 |

| | | | |
|--------------|------|---|--|
| H27.6.25個別指導 | 佐藤委員 | データを見る際には、全国だけでなく、都道府県別、地域別にも整理すべき。 | ・都道府県別で分析することが可能な指標については、評価の際にこれを取り入れて参りたい。 |
| | | 従来は住宅を供給することが社会的な政策であった。現在はストックの活用、市場の活性化という経済的な政策ではないか。国としてどこまで関与できてきたのか。 | ・委員の御指摘を踏まえ、作業を進めていく。 |
| | | まず、政策体系でどういうことができた、できなかったかを整理し、できなかったことについて外部要因として何があったかなど整理すべき。住宅局としてどういう政策目標を掲げたのか。 | ・課題の整理を進めていく。 |
| | | 指標の妥当性が重要、考えるべきものがある。景観計画や人材育成は住宅の政策体系の中でどういう位置づけか。住宅政策からはみ出して産業政策ではないか。 | ・計画の改定において指標の見直しも行う予定であり、政策評価の結果も踏まえ、必要があれば見直しを行う。 |
| | 村木委員 | 既存住宅流通シェアの国際比較のグラフがあるが、各国の事情、仕組みが異なるので単純に国際比較ができないのではないか(新築ができない国もある)。 | ・単純な比較はできない旨、評価書の記載に盛り込むこととしたい。 |
| | | 空き家問題について、賃貸の空き部屋が増えていく中で、新築戸数が増えている。その辺りをどうレビューに盛り込むか。 | ・次期計画の指標として、空き家関連の指標を設けることを検討する。 |
| | | 低炭素の指標は、ストックベースで見るとひとにぎりである。ストックベースで出るような数値を指標として出すべきではないか。 | ・指標見直しの参考とさせていただきたい。 |